

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成26年9月10日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 推 進 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（高橋利彦） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） おはようございます。

議席番号17番、滑川公英。平成26年第3回定例市議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

第2次安倍改造内閣が9月4日にスタートいたしました。経済最優先、地方創生を内閣の最重要課題と位置付け、挙党一致で国政に当たるとの抱負でございます。国民は、アベノミクスの効果が早く地方の隅々にまで行き渡ることを切に願っております。我が旭市は、ほとんどの米作農家が収穫を終了しつつありますが、しかしながら、米の販売価格が前年の約2割安と、農家のみならず地方経済に悪影響を与えています。経済が少しでもよい方向に向かうように、4点ほど質問いたします。

1番目として、いいおか荘について。

これは、けさ読売新聞でも報道になっておりますが、（1）として、契約書の内容について。昨日の有田議員の質問で、ホテル側は契約を破棄し白紙と、堀江課長の他人事のような

答弁がありました。月曜日に分かっているながら飯岡地区に重要なことが議会にも報告なし、1年間の徒労は何だったのでしょうか。取り返しのつかない時間を誰が責任を持つのでしょうか。昨年9月議会で反対意見が多かった説明を飯岡のためと、ほとんどの議員は苦渋の選択で議決された案件でなかったのでしょうか。

契約書の内容は、みやぎ蔵王高原ホテルに10年間無償貸与する。しかしながら、飯岡地区復興のシンボルとして早期にいいおか荘の営業を再開してもらう契約だと、誰もが信じていたことだと思いますが、契約書を見ますと再開の日時は全く触れておりませんでした。なぜこのような契約を誰が取り決めたのでしょうか。それとも、この契約書のほかに約定書とか工程表の附属書があったのか質問いたします。

(2) 番目として、いいおか荘のこれからの工程表はどうするのか。ホテル側は、昨日の有田議員の質問で契約破棄、これから行政としてはどうするのか。今までに3階屋上と1階につき込んだ8,300万円を含め、これからの対策はどのように考えているのか。

2番目として、来年度一般会計予算について。

来年度予算について、旭市でも既にヒアリングが始まっていると思いますが、ぜひ反映していただきたい事項がありますので質問いたします。

観光協会について。

3月議会でも質問いたしましたが、旭市観光協会の構成は7団体、3組合で、会費が69万円、市からの補助金等で決済額が約1,300万円弱。飯岡観光協会の構成は一般76名、4団体で、会費が21万円弱、市の補助金164万円となっております。1市3町を統一した観光協会を早くとの答弁でしたが、予定する組織、予算、会員等についてお示ししたいと思えます。

2番目として、一般会計予算全体について。

合併時に二百五、六十億円の予算が9年後には300億円、バブルぞみだと思えます。地方交付税の一本化算定も迫りつつある中、今後ともこの300億円前後を維持していくのか、それともこれからだんだん低減していくのか。人口減少、少子高齢化の進むあしたに向かい、執行は予算額に対して中期のシミュレーションを持っているのか、お示し願いたいと思えます。

3番目として、国営大利根用水土地改良事業について。

この事業については、先月29日まで縦覧期間があり、異議の申し立てもなく、農業振興地域除外申請の凍結は基本的には工事期間が10年、その終了後8年間、計18年間凍結になるそ

うです。詳しい経過説明を求めます。

4 番目として、旭中央病院の地方独法化について。

独法化については3月議会でも質問いたしました。旭市長は公設公営維持と答弁されました。平成20年に、前市長の私的な諮問委員会で、経営形態は公設民営の指定管理者制度が上がり、旭中央病院は外部から4名ほど幹部を招聘し、決定前から指定管理者シフトをしきました。あまりにも強引過ぎて、結果は公営企業全部適用のままで今日まで来ております。昨年の公的な経営検討委員会は「独法化を速やかに」となりました。議会も病院も病院をよくしたいという目的は同じですが、6年前の委員会と昨年の委員会では異なる形態を主張した旭中央病院の真意はどこにあるのか、詳しく説明を求めます。

以上で一般質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、いいおか荘につきまして二つ、ご質問がございました。お答えをさせていただきます。

まず、いいおか荘、契約書以外に約定があるのかということでございます。約定につきましては、特にそのようなものはございません。工程表ということでございます。工程表、現時点ではございません。ただ、申し上げることは、昨年各議員にお配り申し上げました業者からの応募申込書の中に事業計画書がございます。その中の11ページ、その中にははっきり2013年12月より営業を開始したい、その1か月前、11月より一部従業員を雇用開始したい。そういう資料はいただいております。それに従って我々は業務をやるということで理解をしておりました。

それと、これからのいいおか荘をどのように考えているかということでございます。昨日もありましたけれども、いいおか荘につきましては、業者のほうから27年4月の再開、これに向けて整備を進めているという、そういうことで今まで聞いておったわけでございます。ただ、借り受け事業者から先般、不安の案件があるという。その案件は昨日申し上げました、ある議員からの手紙の内容等によりまして、再開についてはいろいろ危険という、そういう言葉が彼らから来ておりました。そんなことで、来年4月のオープンを白紙にしたいという、そういうような申し入れが一昨日、8日の月曜日にあったことでございます。

いろいろその席上話をしたわけですが、業者の考えが変わることはなかったと。ただ、我々も口頭ですので、それと組織の代表者の話でもないというようなことで、期日を指

定して9月末までには借り受け事業者代表者名等で、必ず会社の中で統一した話をして、文書をもってこのことにつきまして、さらに白紙ということであればその理由についても記載をして、さらに今まで投資した投資額、この扱いにつきまして文書による記載で書類として提出していただきたい。そういうようなことで、9月末の書類をもちまして、今後の対応につきましては検討していきたいというふうに考えております。

議員のほうから2番目に、観光協会につきましてご質問いただきました。

ご承知のように、まだ市内には旭市観光協会、飯岡観光協会、二つの観光協会がございます。両協会とも観光振興には尽力されているところでありますけれども、今後その観光産業、これを発展させるようなときには、やはりお土産あるいは特産品、そういう物産を取り入れること、これも重要でないか。そういうようなことで、県段階では千葉県観光物産協会という名前がございます。ぜひ旭市も観光物産協会的な名前、そういうようなことで今進めておるところでございます。

この話し合いにつきましては、先般6月に両協会の会長さん、副会長さんにもご出席いただきまして、この内容につきましてはほぼ合意をいただきました。さらに、両会長さんから、二つの協会が合併するということではなくて、新しい市ですので、干潟地区あるいは海上地区、ここにある観光産業とも連携をして、一つの充実した組織を今回作り上げようと、そういうようなことで話し合いが進んでおります。

予算的なものにつきましては、これから新年度の予算につきまして両協会、さらに干潟地区、海上地区の観光産業等を視野に入れながら、予算は作っていききたいというふうに考えています。

組織につきましては、旧各市町の中の傘下の組織、そういうような形で作るような話を、先般の会議ではお話しをしたところでございます。会員につきましては、単なる観光だけでなく物産、例えば干潟地区ですと、都会の方々をお呼びしまして稲刈り体験等、これはやっておるわけですが、そういう交流の協議会の方々にも参加していただきたい。あるいは海上地区のいろいろな観光、例えばキャンプ場とか、あるいは出清水の管理組合、そういう方々にもぜひ入っていただいて、新しい市、全ての観光産業を併せまして、物産も含めて新しい組織を、充実した組織を作っていききたい。そういうようなことで今進んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、二つ目の予算についての質問にお答えしたいと思います。

まず、交付税の削減が見込まれる中、それに合わせて予算を低減していくのかというご質問ですが、当然歳入が減るわけでありますので、縮減していかなければいけないと考えております。それに向けて行政改革等をしっかり進めていくんだと、そういうことだと思います。

ただ、1割・3割・5割というふうに減るペースが早いので、後期の基本計画の策定に合わせた中期のシミュレーションの中では、もう少しやわらかな縮減になるだろうという中で、今一生懸命ためております財政調整基金等を使いながら、ソフトランディングを図っていくんだということで考えております。

具体的な数字については、シミュレーションは突然でしたので持ち込んでおりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課のほうから、3番、国営大利根用水土地改良事業について、（1）農業振興地域除外申請凍結のその後についてということでお答えしたいと思います。

国営大利根用水土地改良事業につきましては、土地改良法に基づく事業計画の公告・縦覧、これを終えました。現在、実は9月12日まで異議申し立ての期間となっております。その後、事業計画が確定するということになります。今の予定ですと9月16日ごろに事業計画が確定ということで、予定されております。計画の確定後につきましては、事業計画に基づきまして、今年度から平成35年までの10年間で、笹川用水機場をはじめとする用水機場や用水路の大幹線等の改修を行っていくこととなります。

農振除外につきましては、7月に県と関係する2市2町、関係土地改良区の関係者で協議の場を設け意見交換をいたしました。農振の除外申請につきましては、農振法・農地法における除外・転用の要件に該当する農地について、その都度、関係機関において協議するという共通の認識として対応するということといたしました。

なお、除外申請の審査に当たりましては、法の定めで地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、これを策定することになりますけれども、通常の場合に加えて、同法施行規則第4条の4第27号に定められている要件の一つであります、当該地を除外することについての事業施行者の同意の要件、これを満たすことが新たに必要となります。この地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画につきましては、平成21年の農振法の改正で原則直接農業の振興に資するものとしてより厳格化され、市・県の審査は慎重なものになっております。

ということですので、市の窓口で丁寧な説明と対応を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、4番、旭中央病院について、地方独立行政法人化についてのご質問についてお答えさせていただきます。

6年前と昨年、二つの経営形態の検討委員会の結論が違っても病院の真意はというご質問ですけれども、平成20年当時はIHN構想というものがございまして、その推進のためにも民営化が望ましいという報告がなされたと同っております。また、昨年の検討委員会の報告では公設公営を前提として検討がなされ、その結果として地方独立行政法人化が望ましいとの報告がなされております。

いずれにいたしましても、病院といたしましては、その時点時点での検討結果を受けまして市当局と協議を重ね、市当局のご理解のもと対応いたしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、第1番目のほうから再質問させていただきます。

いいおか荘の契約書ですね。あれを見ますと、みやぎ蔵王高原ホテル側に責任、それというのはいくつかの気がするんですよね。落ち度というのは旭市側にあったんじゃないですか。ただ、何も書いてないですものね。どう思うんでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから落ち度ということで、ホテル側じゃなくて旭市という表現をいただきましたけれども、私は市のほうにはそういう落ち度はなかったと、そういうふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、いいおか荘のこれからということなんですけれども、もともとこの契約については、みやぎ蔵王高原ホテル側というのはリースか指定管理者制ですね。それで経営をしているわけですから、当然、3期連続赤字ということは、決算書の中で固定資産償却項目はないということは、キャッシュフローがないということなんですよね。それを去年の9月議会では皆さんが、議員がそれを承知しているけれども、飯岡地区のためにと

いうことでほとんどの方々が賛成していただいたわけですが、これを現実には裏切っているんじゃないかと考えていますが、課長はどのように。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから１点目、固定資産がなかったということで、これは彼らは、六つのホテルの経営のほとんどがいいおか荘と同じように、市から、例えば無償で借りたものを経営している。そうなりますと、無償で借りているものにつきましては当然固定資産税の計上がない。そんなことで、先に提出いただいた資料は理解しております。

あと、これからにつきましては、先ほども申しました９月末まで、ホテル側から提出をされました白紙にしたいというその理由。そういうものを参酌しながら対応していきたい、そういうふうに考えております。あくまでも、この理由をはっきり明示していただかないと我々も動けないということでもあります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） もともと、このことにつきましては公募だと言われていましたけれども、現実には課長が呼び込んだ。そのような話が去年の９月議会の時でも風評として流れておりました。その後、議会の質問のたびに、みやぎ蔵王高原ホテルのスークスマンとして熱弁を振るっていたんじゃないですか。その熱弁を振るった再開のスケジュールは何だったんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから私が呼び込んだという、そういう表現をいただきましたけれども、そういうことはございません。ただ、再開に向かって公募をする中で、前々からある方を通してホテルを紹介されて非常に意欲がある。そういうようなことで、提出された書類、あるいは彼らの話を聞いたことを議員にお話しをした。そういうようなことで、熱弁を振るったということではございません。ただ代弁をさせていただいたと。そういうようなことで、あと——今のご質問はそういうことでよろしいですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） このようなことでは、皆さんご存じのように、この契約を草稿したのは誰でしょうね。今、日本でも言われているわけですが、慰安婦強制連行、捏造して世界に情報発信した三流新聞と同じじゃないですか。これはやはり、前から言っていますけれど

も全て結果責任ですから、その辺のことははっきりしてもらいたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員、今の質問はあれですか、（２）の今後の工程ですか。工程の質問ですか。工程表について。

○１７番（滑川公英） いや、これでいいおか荘は終わります。

○議長（高橋利彦） それなら、これは工程表についての４回目の質問ということですね。

では、滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今まで言いました、９月末までに業者のほうから責任を持ったホテルでの全ての組織で話し合いをして、その結果を文書でという。文書でということにつきましては、実は使用貸借契約書の中で解約事由にできるかどうか、それも我々は文書を見ただ中で結論を出していきたい。そんなことで、これから提出される文書、これを見まして市の態度はこれから決める、そういうようなことで考えております。責任というようなことでございました。この文書の中を十分見せていただきまして、私にもし責任があれば、その時点でまたその文書をよく見たい、そういうふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、その次のほうの２番のほうに質問いたします。

旧旭市では、各観光イベントに対して市から観光協会、観光協会から各イベントへと補助金の流れが、ダイレクトでなく流れておりました。ほか、例えば飯岡の観光協会では、イベントに対して市からストレートに流れていたと思いますが、新しい組織にした場合には、このイベントに対する補助金の流れというのはどのようにしていくつもりなのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからご指摘いただきました。一例を申し上げますと七夕市民まつり。これにつきましては、観光協会へ補助をして、その観光協会から観光協会の中でさらに予算組みをして、市から来た金額と同等の金額を市民まつりの実行委員会のほうへ流しているという、そういう実態でございます。本年、実はこれは変えたいということで観光協会のほうへ申し入れしたわけですが、準備が整っていない。そんなことで次年度の予算編成につきましては市から、直接大きな実行委員会ですので我々もそこへ流して、そこへやっぱり市も関与した中で市民まつりを充実したものにしていきたい、そんな

ことで考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 順調に進みますと、旭市の道の駅は来年の10月にオープン予定なのですが、少なくともその前には新しい観光協会がスタートしていなくてはならないと思いますが、それで、道の駅の情報発信コーナーにつきましては観光協会についてもそこに、旭市の観光は道の駅へ行ったら全て分かると、そのようなコーナーを設けるつもりではいるんですが、そこに間に合うようにしていただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 先ほど、6月に第1回目の会議を開いた。この6月20日に会議を開いたわけですが、その席上、私の口から両観光協会の会長さんに向かいまして、この時期にこの会議をやるということは来年、平成27年には当初から新しい予算、新しい組織で迎えたい、そういう意図ですという話をしまして、それぞれの会長さん方には私はご理解いただいたと、そういうように理解しております。そういうようなことで、27年当初から新しい観光協会で行きたいと、そういうことで市のほうは二つの観光協会に申し入れしてあります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、来年の4月から立ち上がりできますように、よろしくお願いいたします。

最後ですが、今年の3月から旭市の情報発信としてインターネット上にフェイスブックを開設し、9月までの試行期間ということで行われておりますが、その評価というのはいかなるもののでしょうか。議会におります高橋秀典議員なんかも、何回もホームページ上に来ていただきまして、「いいね」というのを何回もいただいておりますけれども、これから継続するのか、それとも9月で打ち切るのか答えていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に答弁願います。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、ちょっと状況について資料を持っていないんですが、検討して継続するかどうかの結論を出していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、よろしくお願いいたします。

では、次の大きい2の一般会計予算全体についてですけれども、合併してから10年目で予算は約2割増え、職員は約1割減り、担当課は数課増え、職員の守備範囲は格段に広がっております。課によっては、多忙な課、そうでない課、この格差というのがあり、もともと課長は予算・職員の堅持が目標の一つである。それが官公庁の縦割り行政と世間から呼ばれていますが、もうけている一般企業というのは一人で何役もこなすのが今は常識です。予算配分、職員配置の弾力的な運用について執行はどのようにお考えなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 忙しい課、忙しくない課、そういうものを今後どうしていくのかというご質問でございますが、今現状としては、人事配置について第2次定員適正化計画に基づいて職員の削減に努めながら、毎年各課長との人事ヒアリングを実施し適正な人事配置に努めております。社会情勢や行政需要の変化等を踏まえ効率的な組織となるよう、職員数の削減と併せて室や班の統合及び支所機能の見直し等を行ってきております。

また、時期的に忙しくなる課、確定申告の受付や各種イベントなどの際に各課からの応援態勢など、柔軟な対応を図っております。住民からの要望や相談が非常に多くなっている昨今、また、国の新たな政策への対応などさまざまな業務が多くなる中で、各種研修などを通して職員のスキルアップを図り、住民サービスが低下することのないように努めております。

そんなことで今後も、合併して10年、次の定員適正化計画の中で類似団体の比較に当たっては、目的別歳出予算等の区分に応じた職員数の比較や実施事業の内容、公共施設の状況等々、その事業によっても職員の人数を把握しなければなりませんので、そういうものを踏まえながら、合併して10年たちましたので旭市としての適正な人数、そういうものをつくっていききたい。また、職員に対してもスキルアップの研修等を図って、住民サービスが低下しないよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

安倍改造内閣は、地方創生、女性登用をうたっておりますが、旭市の27年度予算では人口減少対策、それから職員配置にどのように反映していくのでしょうか。今、総務課長の答弁

もありましたけれども、もしそれにつけ加えて答弁していただける内容でありましたらよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、女性の配置なんですが、市長も常々、やっぱり女性を起用して行政に新しい風というか、そういうものをつくっていきたいという思いは市長からも承っております。ただ、来年の人事配置、人数等については、今年の退職者に応じて採用も控えておりますので、各課の事業等のヒアリング等、人事ヒアリング等を通して適正な配置に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

昨年度の合計特殊出生率というのは1.43でしたけれども、有効と言われる少子化対策というのは、一番に保育園とか学童施設の拡充、それから父親の子育て機会を増やす育児休業取得、それと子どもが欲しい夫婦の治療費の助成制度とか、もう一つ最後に兄弟が増えたら国や自治体の資金援助という、この四つが対策の中の主要な部分だと言われております。

平成25年の旭市奨学基金運用状況報告ですと基金残高6,748万円、貸付残高が29人で810万円、預金残高が5,938万円、24年度末の貸付残高が29人で1,170万円でした。あまり奨学金制度が有効利用されていないのではないのでしょうか。5,000万円からの預金をほとんど、金利はかかりませんよね。報告の中では2万1,000円前後だと思いましたが、寝せておくのであれば、20代の子育て家庭に旭市としては低利ないし無利子の育児奨学金制度を発足させて、この奨学金の5,000万円の毎年遊んでいる金を有効利用したらいかなもののでしょうか。既に神奈川県などでは母子寡婦福祉奨学制度ということで、全国でもまだわずかな自治体しか実行しておりませんので、来年度予算の中でそのようなことを配慮していただけないものではないでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 教育委員会や子育て支援課など、関係課とよく相談してみたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。なるべくいい方向で検討いただきたいと思うんですけども。

それでは、国営大利根用水土地改良事業について。

6月議会でも質問いたしましたが、旧旭市の農地については農振地域、除外地域の線引きがほとんど見直されていないのが現状です。特に商業地や住宅地の中にある農業振興地域は、速やかに除外地域にすべきだと思いますが、執行ではどのようなタイムスケジュールを持っているのか、やる気がないのか、その辺のことをもう一度お尋ねいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農振地域の見直しということでございますけれども、実際合併いたしました見直しが平成19年から21年、3年かけまして22年の公告ということで一度見直しをされております。農振の見直しに関しましては、社会情勢の変化があった場合に見直しをその都度行うということで、県と協議をするということになっております。ですので、全くしないというわけではございません。市といたしましても、事情がある場合、情勢の変化があるということが確認できますれば、その都度農振の見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 最初からこのような土地が農地かと、農振地域かというのは、旧旭市の市街地の中にたくさんあります。それがいちいち、結局農振にかけなくちゃできないというのはおかしいと思うんですよね。普通の人は誰でも、いや、これは宅地になるよと、すぐ宅地になるよと思っているのも、実際には農振除外にするのに丸1年以上かかる。宅地にするのにはトータルで2年くらいかかると。もっと速やかにできるようには、やはり正式に見直しをすべきだと。その限りで見直しじゃなくて、その地域、ゾーン全体を見直すべきではないかと思いますが、ぜひそのような考えで進んでいきたいと思っておりますけれども、後で執行のほうでよく考えていただきたいと思う。これは旧旭市の市街地域の人はほとんどそう思っています。ただ声に出して言ってないだけですからね。ただ、これは千葉県が関東の中でも農振除外については一番厳しい県だというのは聞いておりますけれども、その辺を含めて、もうちょっと速やかな農振除外を申請しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○議長（高橋利彦） 市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員の、農振除外をもう少し県のほうへ力強く要請しておいたほうがいいのかということでもありますけれども、市としてもその都度都度、折にふれて除外申請のことについては県のほうへも要望しているところでもあります。一番今大きな地域としては中央病院のエリア、それからサンモールの周辺、そういった部分は本当に県のほうの許可をいただきたいというようなことは、何度も申請要望しているところでもありますけれども、なかなか許認可、県のほうの権限があるもので、なかなか私どもの要望どおりにはならないというのが現実であります。

しかし、今地方創生というようなことの中で、これから少しは変わってくるのかなと、そんなような思いの中で、今病院ともこれから協議をしていかなければならないことでもありますけれども、中央病院の周辺は、名前はということにするのかこれから検討しなければならないんですけれども、特区申請をしながら、病院城下町とか道の駅までのそういった部分で周辺を特区申請して、国のちょうど許認可の問題もありますので、そういった部分で特区申請を研究検討して要望していきたいと、そんなように今思っておりますので、これから勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 前向きな答弁、どうもありがとうございました。今後とも県に対して必要な要望を出していただきたいと思います。

監査委員会の中で、旭市の道の駅の周辺の開発について、民間企業が出やすいような配慮が必要だとの意見があったやに聞いておりますが、今市長が言いましたように、市長の肝心の道の駅でございますので、周辺地域についてはどのような配慮をこれからしていくのか。また、周辺計画はあるのかお示し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように、病院から道の駅までのエリア、それを旭市のこれからのいろいろな部分での発展の起爆剤、拠点、そういったような感じでいきたい。そういう思いは私も持っているところでもありますので、先ほど言いましたように、特区申請ができるのかどうか、かなり綿密な計画、将来性、そういった部分のいろいろな資料を集めて国に出さなければ特区は認められないような話であります。今、全国でも8特区くらいでしょうか、10特区くらいでしょうか。そういったところでもありますので、そういった方向で、いずれにしても農振がかぶっている中でどうにも、そのところは農振除外が認められ

なければ何もできないということですので、その辺をしっかりと相談をしながら国・県に要望していきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、農振除外についてよろしくお願いいたします。

最後の中央病院の独法化についてなんですけれども、独法化の最大のメリットというのは、いろいろ研究しましても最終的には病院経営の自由度を増すのが最大だと思っております。市長が任命するのは理事長と監査のみで、副理事長、理事、職員の任命は理事長で、予算は単年度主義から外れる。予算は市長に届け出るだけ。職員の身分も非公務員となり、労働3法ですね、基準法とか組合法とか関係調整法が適用され、労働3権が発生します。団結権、団体交渉権、争議権ですね。これは今でもそういうように動いている方がありますので、ちょっと重要ではないかなと思います。

公営企業全適の中でも、新病院建設、突然の医師マンション建設等を独法化とおぼしき案件が多々ありましたが、独法化は流れとしては避けては通れないと思います。医師不足、診療待ち時間、薬剤、会計待ち時間と、3年経過しても何ら改善ができていないというのは、経営の選択が間違っているのではないのか。それと、先ほどの答弁は的が外れているので、なぜそうなったかの真意をもう一度聞きたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 経営につきましての質問と、それから、もう一度真意ということなんですけれども、医師不足、待ち時間等につきましては病院としては全力を挙げて対応しているところでございます。確かに、医師につきましてはおとしですか、10数人やめておりますけれども、その後は毎年240人を大体キープしております。特にこの数年間、減ってきているということはないと考えております。

また、待ち時間におきましても、通常1時間から1時間半くらいお待ちいただいていたわけでございますけれども、今年に入りまして、ジェネリック薬品に変更したことで薬剤の引き渡しの時間が一時的にかかっておりましたけれども、それも現在では平均1時間を切るようになってきておりまして、今のところ、5月ぐらいは非常に多くの方から待ち時間についてクレーム等が入ってございましたけれども、現在そういったことでクレームが多々発生しているという状況にないと考えております。

それから、検討委員会の報告について、20年度と25年度の報告が違っていることにつま

しては、あくまでもその答申につきましては病院の経営形態をどう選択するのかは、最終的に市長が判断することであります。病院といたしましては、常に市当局と連携、ご相談をしながらいろいろな対応を行っているものでありまして、決して病院が独断でいろいろやっているものではないです。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 独法化というのは新しい器ですよ。新しい器には、やはり新しい酒を注ぐというのが常識だと思うんですが。入れ物はもちろん大事だと思うんですが、やはり一番大事なのは人間だと思うんですよ。人が一番財産だと思うんで、その辺の経営を目指していただきたいと思いますと思うんですが、これについては中央病院ではどのように考えておるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法化につきましては、いわゆる25年5月に病院の経営形態につきましの検討委員会において、独法化が適当だという答申がなされておりますけれども、その後、具体的にどのような経営陣がいいのか、中期目標はどういうものか、それから、そういうものを評価する評価委員としてはどういう方々が適切なのかといった具体的な内容については、一切検討されておられません。したがって、独法化していわゆる事業管理者をどうするのかとか、そのほかの人員をどうするのかということにつきましては、病院としては現在お答えする答えを持っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では最後になりますけれども、ある週刊誌ですか、中央病院の院長名で、紹介率と逆紹介率の比率が低かった場合には、地方交付税が10億円も減らされるんじゃないかと、27年度から減らされるんじゃないかというような記述がございますが、その紹介率・逆紹介率というのはどのくらいになれば交付税が減らされなくて済むのか、もし分かっていればお示し願いたいと思いますが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介率・逆紹介率についてのご質問ですが、現在当病院におきましては、大体どちらも7月現在で35%ぐらいになっております。それで、交付税措

置につきましては、病院から申し上げるのはいささか僭越でございますけれども、基本的にその紹介・逆紹介の率によって左右されるものではないと、私は考えております。

ただ、診療報酬が改定されましたことによりまして、紹介率が40%、逆紹介率が30%、いずれかを満たさない場合には、来年度の診療報酬においてペナルティーが課せられるというふうなことでございます。したがって、現在35%を逆紹介率が超えましたので、その心配は今のところないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（高橋利彦） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第3回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、通告の順に従いまして大きく2項目、6点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点からお伺いいたします。当議会一番下議員といたしましてしっかりと底上げを図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には厳しい財政状況の中、今議会終了後、次年度の予算編成が始まると思いますが、地方の景気も相変わらず低迷しており、アベノミクスの経済効果は当地域にはまだ浸透しておりません。このようなことを踏まえた上で来年度の予算編成に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。また、報道でも毎日のように青少年に対する事件が起こっております。関係機関と連絡を密にさせていただいて、犯罪

の抑制に当たっていただきたいと思います。

それでは、1項目め、地域包括ケアシステムについて。

今、日本は人類がいまだ経験したことのない超高齢化社会へと進行をしています。国は、団塊の世代と呼ばれる方々が一斉に後期高齢者になる2025年に向けて、社会保障の財政を安定的に確保するため、消費税の値上げを柱とする社会保障と税の一体改革を推進しています。社会保障の改革とは、重度の要介護となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援、サービス提供体制を図る地域包括ケアシステムの構築であります。

政府の来年度予算案や今年度の補正予算には、小規模特別養護老人ホームの施設整備の促進や認知症の患者・家族を支援する政策など、同システムの構築を後押しする予算が盛り込まれておりますが、こうした予算を活用し、いかに当地域に合ったシステムを築いていくかは本市の取り組みにかかっております。また、国会に地域包括ケアシステムの関連法案も提出しております。

そこで、（１）本市の実情に合った提供の質問をいたします。現在の要支援介護認定者数と要介護サービス受給者数、及び2025年の推移をお伺いいたします。

（２）介護保険事業計画に対する同システムの捉え方の質問をいたします。現在、65歳以上の第1号被保険者数と40歳から64歳までの第2号被保険者数、及び2025年の推移をお伺いいたします。

（３）旭中央病院介護保険事業方針の質問をいたします。当医院においては、介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスの運営をいただいています。これらの平成25年度利用状況と総収益、総費用、純利益についてお伺いいたします。

次に、2項目め、地域医療連携について。

現在、日本各地で地域医療連携が取り組まれており、医療従事者の不足による医療機関の閉鎖に歯止めをかけることや、中核病院、専門病院、診療所、介護施設、リハビリセンターなどが一体となって地域ぐるみで患者さん中心の医療を目指しています。旭中央病院のようなベッド数500床以上の急性期病院は、急性疾患や慢性疾患の急性増などにより、緊急、重症な患者さんに対して入院、手術、検査など高度で専門的な医療を提供するため、紹介患者さんを中心とした診療が求められています。

今定例会初日の市長の政務報告においては、「自院完結型から地域完結型へ大きくかじをとることにいたしました」と、強い言葉がございました。

そこで、（１）紹介・逆紹介の医療連携の質問をいたします。急性期病院として、当地域医療機関とその連携状況及び取り組みなどについてお伺いいたします。

（２）当地域自治体病院への医師派遣の質問をいたします。千葉県の地域医療再生計画に基づき、香取海匠地域の拠点病院である旭中央病院内には、2012年に地域医療支援センターが開設されましたが、その具体的な取り組みについてお伺いいたします。

（３）当地域医療の経営方針の質問をいたします。まず、先月21日の新聞報道で、一般財団法人銚子医療公社が設立され、銚子市立病院を来年度から運営をする。その運営形態として、旭中央病院から理事を招く方針で、状況次第では同病院と経営統合も視野に入れていくとありました。その事実関係と説明をお願いいたします。

以上、２項目、６点の質問をいたしました。なお、再質問については自席で行いますが、ぜひ中学生程度にも理解できるようなやさしい答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、２番目の地域医療連携についてということで、去る８月21日の銚子市立病院の公社化ということで報道されたが、旭市としてはどうなのかということでお答えをしたいと思います。私のほうから答弁できるだけ、詳しくはやはり中央病院本体との問題もあるかと思うので、市の立場として今お答えをしたいと思います。

その報道の記事は私も承知しているところであります。しかしながら、旭中央病院からの理事の派遣及び経営の統合の話については、特に事前の話があったり現在協議等をしているということはありませんので、お答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、地域包括ケアシステムについての（１）、（２）についてお答えいたします。

最初に、本市の実情に合ったサービス提供についての旭市の要支援・要介護者数、2025年度の推移等についてお答えさせていただきます。

平成26年７月現在で申し上げますと、認定者数は要支援者が328人、要介護者が2,439人、合計で2,767人となっております。内訳を申し上げますと、要支援１が112人、要支援２が

216人、要介護 1 が570人、要介護 2 が571人、要介護 3 が445人、要介護 4 が474人、要介護 5 が379人となっております。

サービス利用者数につきましては、在宅サービス利用者数は1,699人、施設サービス利用者数は638人で、合計で2,337人となっております。

2025年度の推計値としましては、これは国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口を利用しまして簡易推計したのですが、認定者は要支援者が371人、要介護者が3,332人、合計3,703人と見込んでおります。サービス利用につきましては、まだ推計した数字がございませんので、現在次の計画の策定中ですので、今後推計はしてまいる所存でございます。

続きまして、(2)の介護保険事業に対する包括ケアシステムの捉え方における、第1号・第2号被保険者数及び2025年度の推移についてお答えします。

やはり、26年7月現在で65歳以上の第1号被保険者数は1万8,042人、40歳から64歳までの第2号被保険者数は2万3,444人となっております。2025年の推計値としましては、先ほどと同様に簡易推計したもので、1号被保険者が1万9,624人、2号被保険者が2万86人と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから1の(3)旭中央病院介護保険事業の方針ということで、4施設の25年度の利用状況と総収益、総費用、総利益についてというご質問でしたので、ご回答申し上げます。

まず、養護老人ホーム「東総園」の延べ入所者数でございますが1万3,989人、事業収益は1億2,023万8,000円、事業費用は1億1,919万3,000円でございます。利益は104万5,000円でございます。特別養護老人ホーム「東総園」の延べ入所者数は1万8,115人、事業収益は2億1,022万1,000円、事業費用は2億1,026万7,000円、利益につきましてはマイナスの4万6,000円でございます。介護老人保健施設「シルバーセンター」の延べ入所者数は3万3,561人、通所者数が6,225人、事業収益は5億3,077万6,000円、事業費用につきましては4億9,773万4,000円で、利益は3,304万2,000円でございます。ケアハウス「東総園」の延べ入所者数につきましては1万4,600人、事業収益は6,892万8,000円、事業費用は5,875万6,000円、利益につきましては1,017万2,000円でございます。

4施設合計の総収入は9億3,016万3,000円、総費用が8億8,595万円です。利益は4,421万3,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2番の地域医療連携について。

（１）紹介・逆紹介による医療連携ということで、地域医療連携につきましては、電子カルテや検査機器等の共同利用等を目的としまして地域医療支援事業登録医制度を病院として実施しておりまして、現在のところ登録医数は69施設となっております。

なお、直近の紹介・逆紹介の施設は、これらの施設を含めまして紹介元医療機関数、逆紹介先医療機関数は、それぞれ200施設となっております。

次に、（２）当地域自治体病院への医師の派遣ということで、地域医療支援センターの具体的な取り組みについてのご質問ですが、地域医療支援センターは、千葉県が平成21年10月に香取海匝保健医療圏を対象地域として策定いたしました、千葉県地域医療再生計画に基づきまして、医療提供体制の強化や地域医療全体の質の向上を図るため、旭中央病院内に平成24年3月に設置されております。

センターの取り組みといたしましては4点ございまして、一つ目は診療支援として地域の自治体病院への医師の派遣、二つ目は教育支援として地域医療機関等の医療従事者への教育研修、三つ目は臨床研究の支援、四つ目は地域医療連携の強化となっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、自席で再質問させていただきますが、1項目め、地域包括ケアシステムについて。（１）本市の実情に合ったサービス提供の再質問をいたします。

同システムを構成するに当たり、サービス提供事業者と介護支援専門員の人数、及びその他関連する機関がありましたらお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それではお答えさせていただきます。

サービス提供事業者と介護支援専門員の人数及びその関連機関についてということでございますので、平成26年4月1日現在の市内の居宅介護支援事業者は20事業者で、所属する介護支援専門員は57人。地域包括支援センター、これは高齢者福祉課内にございますけれども、所属の介護支援専門員3人を併せまして、60名となっております。その他関連機関としては、介護サービス事業者や高齢者施設、保健福祉の関係機関、医療機関、ボランティアやNPO、

あと住民組織等になります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 地域包括ケアは、地域住民を含めた多様な主体が共通理解、連携を深めることが求められるシステムです。それらを取りまとめる全ての職員数と配置、及びその取り組みについて伺います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 担当職員の人数と配置、その取り組みについてというご質問でございますけれども、地域包括支援センターが主体的に取り組むことになっておりまして、担当職員は地域包括支援センターの市の職員になります。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、合わせて6名で行っております。

取り組みとしましては、総合相談支援業務や地域の介護予防活動啓発等に加え、地域包括ケアの実現を目指し地域のネットワークの構築のため、介護事業所や民生委員、関係機関との連絡会議等を実施しております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、サービス利用者に対して提供事業者や介護保険専門員の割合は適当なんでしょうか。また、2025年に向けて利用者の大幅な増加が見込まれますが、必要な事業者や専門員、担当職員などの考え、対策等がありましたら伺います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 事業者の数が適当かどうかということでございますけれども、旭市におきましては介護事業者は現在では充実しております。これから第6期事業計画の中で、生活支援サービスは市が主体的にやるようになりますので、そこら辺でいろいろな方々、関係機関のお手伝いをいただきながらやっていくということになると思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本来であれば、元気で暮らしていただくことが一番でありますので、人生経験を豊かに必要とすれば、活動の場はまだまださまざまあると思います。その他の関連

機関に入っておりませんが、シルバー人材センターや老人クラブなどに対し、さらなる活動支援も要望させていただきます。

それでは、（２）介護保険事業計画に対する同システムの捉え方の再質問をいたします。

今年度は第５期介護保険事業計画の見直し期間です。同システムについては、本市の方向性として先進自治体やモデル自治体の情報収集に努め、利用意向の把握を行い、研究及び検討する期間とありましたが、それらの状況をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 本市の第５期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築や新たに創設されたサービスについて研究・検討する期間としております。地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域全体で支え合う体制づくりを目指し、介護事業者、医療機関、民生委員等との連携体制の強化に取り組んでまいりました。

また、見守り活動の推進のため、民間企業の協力を得て地域見守りネットワーク事業を今年度中に立ち上げる予定でございます。介護サービスに関しましては、平成24年度に市内特別養護老人ホームが48床増床になっておりますが、新たに創設を予定しておりました定期巡回・随時対応サービスなどにつきましては、現在ではサービス提供事業者の参入がございませんので、確保できていない状況でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） 第５期介護保険事業計画においては、明智市長のご挨拶の中にも地域包括ケアを念頭に置いた計画とありました。来年度から始まる第６期計画では、同システムをどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 第６期ではどうシステムを捉えるかということでございますけれども、現在、第６期の介護保険事業計画の策定中でございますので、高齢者のニーズや社会資源等現状把握に努め、本市の特性に応じたシステムの構築に向け取り組んでまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） それでは、同システムの構築には地道な取り組みが必要であり、広域的な知識や経験豊富な職員、専門員の協力が必要と思われますが、それらの考えや先進モデル

自治体で行われている地域ケア会議開催の有無についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 地道な取り組みが必要と、あと地域ケア会議の開催ということだと思いますけれども、あと先進事例ですか。これにつきましては、先進事例は厚生労働省のほうでもいろいろ事例検討とか、そういうのがございますので、そこを参考にしながらやっていきたいと思いますし、地道な取り組みでございますけれども、これは一つ一つやっていく、目標に向かってやっていかせてもらいたいと思います。

地域ケア会議は、今回これは次の計画の中では取り組んでいかないといけないということで、前向きに進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、担当職員の方の充実と地域ケア会議の早期開催を要望させていただきます。

次に移って、（3）旭中央病院介護保険事業方針の再質問をいたします。

病院再整備事業の一環として、本館が大規模改築されました。しかし、老人福祉施設においては老朽化が非常に目につきます。そこで、各施設の建屋状況と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまありました4施設の建屋状況につきましてご回答申し上げます。

養護老人ホームは、昭和46年3月竣工でございます。耐用年数は39年、昭和61年と平成2年、平成8年に増築をしております。特別養護老人ホームは昭和57年3月竣工で、耐用年数は39年、平成9年に増築を行っております。介護老人保健施設は昭和63年11月竣工で、耐用年数は39年で、改修等はございません。ケアハウスは平成8年3月竣工で、耐用年数は39年で、同じく改修等はございません。

あと、今後の整備計画というご質問でございますが、当該4施設の今後の整備計画については特に定めてございませんが、大規模修繕ですとか施設整備の必要に応じて、市と協議したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後ますます需要が増える介護事業でありますし、本市は病院完結型から地域完結型へ大きくかじを切るため、市全体で病院介護事業を計画するものと思われませんが、そこで、老人福祉施設が病院の附属施設なのか。適正な施設運営を再構築していくのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 老人福祉施設と病院事業のすみ分けといったような質問だと思いますけれども、現在のところ老人福祉施設について病院から分離するという考え方は持っておりません。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ここは本市の構想や展望、適正な施設運営を再構築していくのか、行政責任が問われます。特に市長の力強い事業方針が必要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただいまの老人福祉施設、中央病院との関係についてご質問がありましたけれども、冒頭にも申し上げましたように、当市が地域包括ケアシステムを構築する上では、市立病院である旭中央病院は医療と介護の重要な役割を担っております。ご質問の老人福祉施設については、ただいまご説明をいたしましたとおり築年数も経過しておりますので、今後の方針については十分に病院側、そしてまた市民、議会とも協議していく必要があると考えておるところであります。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、当地域に合った同システムの構築を、関連機関と一致協力をして組んでいただきますようお願いをいたします。

それでは、次に2項目め、地域医療連携について。

（1）紹介・逆紹介の医療連携の再質問をいたします。

紹介・逆紹介の率によって診療報酬がどのように変動し、病院事業会計へどれほどの影響があるのか。また、当院の目標率と、そのうち市内患者想定数が分かりましたらお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介・逆紹介によって診療報酬はどういうふうに変わっていくのかということ、それから、病院事業会計はどれほど影響があるのか。それから、当院の目標、市内の想定患者数についてのご質問がございました。

先ほど、滑川議員からのご質問でもお答えさせていただいたところでございますけれども、本年4月の診療報酬改定で病床数が500床以上の病院で紹介率が40%未満、かつ逆紹介率が30%未満の医療機関につきましては、初診料が282点から209点に減額され、再診料が73点から54点に減額となります。この10倍の金額が減額されるということです。さらに、30日以上投薬につきましても、所定点数の4割が減額となります。これらによる収入への影響は年間約9億円から10億円の減収と想定しております。ただ、いずれにしましても、先ほど申しましたとおり現在はクリアしておりますので、そのおそれはないというふうに考えております。

また、当院の目標といたしましては、現在、紹介・逆紹介ともに目標率は50%としております。なお、市内の患者数の想定につきましては、今のところしておりません。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市民の多くは中央病院がかかりつけ医で、行けば何でも診てくれる、治るまでゆっくり入院できるものでした。当院の規模が大きく、近隣に中核規模の専門医が少ない環境だと思いますが、紹介・逆紹介率を上げるに当たり、市内の患者数が市内の連携医療機関ではだいぶ不足しているものと思われます。そこで、市内入院患者さんの転院先などの状況をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市内の患者さんの数が市内の連携医療機関では不足しているということについてのご質問ですが、入院患者の転院先につきましては、患者の状態により転院先を決定しておりますので、市以外の病院となることもございます。また、外来患者の場合は、かかりつけ医がない方はお住まいの近くのクリニック等をご紹介しますなどしておりまして、いずれにいたしましても、紹介患者センターの活用等により患者の皆さんに負担がかからないように対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 厚生労働省は、医療機関の役割分担を推奨しており、紹介・逆紹介率を上げなければ病院経営が厳しい状況に陥ります。そのため、市内当院、近隣にお住まいの患者さんに対しても、逆紹介で市外に転院をしなければならない状況です。当地域医療連携機関と十分に協議、ご協力をいただき、市内に200床程度の回復期や慢性期の病院を分院、もしくは誘致をするなどの検討が必要ではないのか。また、全国でこのような取り組みを行っている病院がありましたら、併せてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市内に200床から300床程度の回復期や慢性期の病院を分院もしくは誘致するなどという、まず第1点目のご質問ですけれども、当病院といたしましては、分院についてはやはり経営的に考えますと非常に難しいと考えるわけでございます。また、医療機関の誘致につきましては、これは医療計画等、県それから市としての対応という考えになりますので、病院といたしましては回答を控えさせていただきます。

なお、全国的にそういった例があるかというご質問でございますけれども、長野県だと思ふんですけれども、佐久総合病院が平成26年に再整備時に機能を分離しております。それから、同じく松本市にございます相澤病院のほうで、今後急性期と回復期、慢性期の施設を別にするということを今計画しているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 必要に応じて機能分離をする病院もあるようです。連携医療機関と協議・検討して、その状況を、今おっしゃられた医療計画等にかかわる県の機関ですか、はかっていたら反映していただきたいものと、そういうふうに思います。

じゃ、続いて（2）の当地域自治体病院への医師派遣の再質問をいたします。

地域医療支援センターとして有能な医療者の育成と確保が必要であると思いますが、これまでの近隣病院への医師派遣の状況と旭中央病院としての近隣病院などへの医師派遣がありましたら、併せてお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 地域医療支援センターから近隣病院への医師の派遣の状況でございますけれども、この事業は千葉県が設けております香取海匝地域自治体病院支援事業補助金交付要綱というのがございまして、それに基づいて行われておりまして、過去の例というお話もございましたので、24年4月時点では常勤が2施設で2人、非常勤が9施設へ、25年4月が常勤が2施設、非常勤が9施設、今年26年4月は常勤が1施設、非常勤が8施設となっております。

具体的には、今年につきましては小見川総合病院に内科医を1名、常勤で出しております。そのほか、県立佐原病院に内科医を1名、東庄病院に整形外科医を1名、多古中央病院に整形外科医1名を、それぞれ非常勤で出している状態になっております。

以上です。

すみません。今9施設とか8施設と言ったのは、そのほかに旭中央病院として医師派遣をしているものを含めての数でございました。申し訳ありません。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 医師不足が、当地域、近隣自治体においても切実な問題となっております。香取海匝地域の拠点病院として、近隣病院への医師派遣という重責を担っていますが、県内の派遣医師の数と確保に対する取り組み、今後の見通し、ありましたら伺いたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 県内の派遣医師数と確保に対する見通しということなんですけれども、ちょっと申し訳ございません。ほかの病院が他の地域の病院に送っているという数については、具体的には把握しておりませんので、申し訳ございませんけれどもその数字は現在手元ございません。

なお、当院の関係で申しますと、地域医療センターからの医師の派遣は、千葉大学の協力を得て行っております。当院及び千葉大学ともに派遣元として医師の確保に大変苦勞している状況になっており、今後とも県及び千葉大学の支援のもと医師派遣に努めてまいりたいと考えておりますけれども、非常に難しい状況であるということとはご理解いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これは自治体に与える影響が非常に大きく、期待と不安を近隣の首長や

各級議員からよく伺いますので、派遣先病院がどのように決まるのか詳しくお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 派遣先の病院の決定についてでございますけれども、やり方といたしましては、当病院に関してでございますけれども、まず香取海匝二次医療圏内の自治体病院から県に対しまして、何科の医師が不足しているので派遣してもらいたいと、そういうふうな派遣の要望が行われます。要望を受けた県のほうでは、千葉大学医学部のほうへ医師派遣の依頼を行うことになります。これを受けた千葉大学から当院へ医師が派遣され、その後、当院に設けられている地域医療センターから要請があった自治体病院へ医師を派遣するということになります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市のさらなる発展のために、近隣病院への医師派遣を今後ともよろしくお願い申し上げ、どうか活発的な取り組みの要望をさせていただきます。

次、（3）地域医療の経営方針の再質問をいたします。

近隣病院との経営統合や役員の相互派遣など、運営方法や経営形態について近隣病院とは意見交換や、これまで何らかの取り組みが行われているのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、経営形態などにつきまして、近隣病院との意見交換会や取り組みはとのご質問にお答え申し上げます。

以前、平成18年1月に東総地域医療連携協議会が設置されまして、東総地域の医療連携について協議されたことがあります。この組織は、千葉県、銚子市、旭市、匝瑳市及び東庄町を構成員として組織されまして、平成19年1月には急性期医療を担う旭中央病院を拠点とし、周辺の三つの自治体病院、銚子市立総合病院、匝瑳市民病院、東庄病院が初期救急や回復期の医療を担うということの提言がまとめられました。

平成19年2月には、組織の構成に各市町村の議会、病院長、地元医師会を加え、さらなる検討を続けてまいりましたが、平成20年に銚子市立総合病院が一時閉鎖になりまして、その後はこの協議会の活動が停止してしまったという経緯があります。これ以降、近隣の自治体

と病院の連携や経営統合についての正式な意見交換をする機会がありませんでしたが、旭中央病院の検討委員会の中で、近隣市町村へのアンケートという形で医療連携や経営統合の問題について意向調査を行った経緯がございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、旭中央病院は国の政策に振り回され、急性期病院としての取り組み、ジェネリック医薬品への切り替えなどで大変な苦勞であろうかと思えます。これらの当院地域を取り巻く医療の状況や旭中央病院検討委員会における結論を、国や県とはどの程度協議し、今後どのような取り組みであるのか。また、昨年くらいまで当院事務職員と市職員の人事交流があったようですが、なぜ現在は行われていないのか。今後の予定と併せてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今後、国・県とどのような取り組みをとということにお答え申し上げます。

先般、医療・介護総合推進法案が国会を通過いたしまして、平成27年度に県が地域医療ビジョンを策定することとなりました。このビジョンの中では、各医療機関の病床を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4段階に分けまして、地域ごとに必要な病床の数を県がまとめ、医療機関ごとの、いわゆる役割分担を進め、病院完結型から地域完結型の医療体制の転換を図ることが求められております。

旭中央病院検討委員会の中でも、地域内の公立病院、その他の医療機関における役割分担の構築についてはかなりの議論があった部分です。国におきましては、膨らみ続ける医療費の抑制という大目的があるわけですが、旭中央病院検討委員会の中で、地域間の医療機関の連携、ネットワーク化という考え方が有効性を持ってまいりました。今後は、これらの動向を踏まえた上で、特に近隣自治体及び県との意見交換会や協議が活発化していくものと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 最後になりますが、当院側から、「市は頼み事ばかりで何もしてくれない。いずれ旭市は医師に見捨てられる」など、一市民として大変残念な話を聞きました。当

市と市立病院との関係を建設的に図るため、大規模な人事交流を検討できないのか。また、県内の医療グループで保育所と幼稚園を兼ねた認定こども園を開設する計画で、そのこども園は24時間保育や病児保育を実施し、小学生の児童保育も併せて行い、地元の市としても協力の姿勢を示しているようです。

このような事業は本市として可能であるのか。ともに経営形態が変わった場合には可能なのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 認定こども園について、子育て支援課よりお答えいたします。

子ども・子育て新制度において回答させていただきます。

ご質問の、認定こども園での24時間保育や病児保育、放課後児童クラブについては、新制度における地域子ども・子育て支援事業に当たりまして、認定こども園においても実施が可能です。

また、経営形態が変わった場合には可能かというご質問であります。認定こども園には四つの種類がございまして、保育所型、地方裁量型であれば設置主体の制限はございません。また、幼稚園型は国、自治体、学校法人で設置ができ、幼保連携型では国、自治体、学校法人に加え社会福祉法人が設置することができるとされています。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇をお願いします。

（１３番 伊藤房代 登壇）

○１３番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代。

平成26年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、認知症サポーター養成講座について、2点目、介護認定について、3点目、放課後児童クラブの充実について質問いたします。

まず、1点目、認知症サポーター養成講座について。

（１）認知症早期発見・早期治療に対して、具体的にどのように手を打っているのでしょうか。

認知症は誰にも起こり得る脳の病気で、85歳以上では4人に1人、その症状があると言われています。平成27年では345万人、平成32年には410万人、平成37年には470万人に増加すると予想されています。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果、周りの人との関係が損なわれ、家族が疲れ切って共倒れてしまうこともあります。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていけると考えます。そのためには、地域の支え合いが必要です。我が旭市として、認知症と診断されている人はどのくらいの人数なのか、質問いたします。

（２）認知症サポーター養成講座を各地域ごとに開き、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動を開催できないか、質問いたします。

（１）で質問した認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動のキャンペーンが始まり、キャンペーンの一環である認知症サポーターでは、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やし、安心して暮らせるまちづくりをするため、旭市としても認知症サポーター養成講座を開き、一人でも多くの認知症の人に手を打っていくことができないか、質問いたします。

2点目、介護認定について。

（１）旭市では、65歳以上の人は1万8,042人と聞いています。要介護・要支援は何人いるのでしょうか。

（２）介護サービスの利用を希望する人は認定の申請が必要ですが、自己申告をできていない人がいっぱいいます。市では、どのように徹底しているのでしょうか。介護保険は、65

歳以上の人は年金より自動的に引かれています。介護認定については自己申告で、そして面接の結果、要介護・要支援というランクが付けられると聞いています。まだまだ要介護・要支援の必要な人たちがたくさんいるのではないのでしょうか。申請の仕方などが分からないため受けられない人たちがいるのではないかと考えます。各地域を回って申請の仕方など、分かりやすく説明し、家族の方々にも一緒に説明を聞いてもらうために、地域ごとの説明会を開くことができないか質問いたします。

3点目、放課後児童クラブの充実について。

(1) 放課後児童クラブ、また放課後の児童の居場所づくりについて、具体的にどのようなになっているのか質問いたします。

放課後児童に対して、居場所づくりだけでなく児童たちが将来の目指すべき手助けができるように応援できないのでしょうか。オリンピックで活躍している人たちは小学校から卓球を習ったり、スケート教室に通ったり、親が体操教室を開いたりしている人たちです。しかし環境があまりよくなく、自分は何かに興味があり、将来に向かいたいと思っている子どもたちがいるのではないのでしょうか。だから、放課後の大事な時間に興味を持っているコース別に特訓を受けられるように、旭市にはいろいろな専門的な資格を持っている先輩がおられるのではないのでしょうか。もったいない時間を将来の名選手、名教育者などが出るように応援ができないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、高齢者福祉課から大きな1番と2番についてお答えいたします。

1の認知症サポーター養成講座について、(1)認知症の早期発見及び早期治療に対して具体的にどのような手を打っているかの質問の中で、本市の認知症と診断されている方の人数についてお答えいたします。

介護認定のために主治医意見書において、生活機能の低下の直接の原因となっている診断名の一番目に「認知症」と記載がある件数は、平成25年度で545件となっております。また、26年7月末現在では認知症高齢者の日常生活自立度において、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られるランクⅡ以上の方については1,545人で、認定者の約5割となっております。介護認定申請をされていない認知症の方も含めると、実際に

はこれよりもう少し多い人数になると予測しております。

次に、（２）の認知症サポーター養成講座を各地域で開催できないかの質問にお答えいたします。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する方です。認知症のサポーターになるには、サポーター養成講座を受講していただきますが、受講された方にはサポーターのあかしとしてオレンジリングをお渡ししております。本市では、平成21年度からサポーターの養成を開始しまして、現在までに民生委員、事業所の方々、1,328人に認知症サポーターになっていただいております。今年度は、一般市民を対象に広報で募集し、7月24日に開催したところ、21人の参加が得られ好評でしたので、追加実施を本年度予定しております。

また、サポーター養成講座のほかにも認知症の正しい知識や予防、見守りについて、出前講座を実施しております。一人でも多くの方が認知症の方や家族の応援者になってくれるよう、引き続き認知症サポーター養成講座の開催について啓発してまいりたいと思っております。

次に、大きな２番目の介護認定についての、要支援者・要介護者数についてお答えいたします。

平成26年7月末の状況ですが、65歳以上の第1号被保険者は1万8,042人で、1号被保険者、2号被保険者を含めた認定者数は、要支援者が328人、要介護者が2,439人、合計2,767人となっております。また、1号被保険者における要支援者は322人、要介護者は2,336人で、計2,658人で、65歳以上の認定者数の割合は14.7%となっております。

次に、（２）介護サービス利用のための介護認定申請がご自分でできない方への市の対応につきましては、一般の高齢者に対する基本チェックリストの実施や、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の訪問調査により、介護サービス等支援が必要な方の早期発見に努めております。また、ご自分で申請できない方については、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、申請の代行や適切なサービスにつなぐ支援を行っております。今後も地域に出向いての出前講座等を活用して、総合窓口の啓発を行うとともに民生委員等との連携や地域住民等による見守り活動の推進により、高齢者支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、放課後児童クラブの充実につきましてお答えをいた

します。

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づきまして、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいないなど、適切な保育を受けることができない児童を対象にしまして、公民館や学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としております。

本市では、子どもの移動中の安全や利便性を考慮しまして、18クラブが学校敷地内で、1クラブが学校近隣の公民館を利用して運営されています。旭市の放課後児童クラブの入所児童を対象にスポーツなどの専門的な指導を実施することは、放課後児童クラブの入所対象としない児童との間に教育の機会均等という意味から、その公平性を確保することが難しいものと考えます。

したがって、公設公営であります現在の放課後児童クラブにおいては、保育に欠ける児童を対象に適切な遊びや生活の場を与えることとしまして、スポーツなどの専門的指導についてはその希望者がスポーツ少年団やスポーツクラブ等に参加していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、生涯学習課からは放課後の児童の居場所づくりについて、具体的な取り組みについてご説明します。

生涯学習課では、子どもたちが安全に安心して放課後を過ごせる居場所づくりとして、全ての小学校15校を対象に、手作り遊び教室、おもしろ科学教室等を開催し、物づくりを主体とした地域子ども教室を実施しております。

この地域子ども教室は、社会教育指導員が身の回りにある材料や道具を使って子どもたちが作れる作品を考え、3種類のメニューの中から子どもたちが興味を持った教室に参加していただき、物づくりの楽しさを体験するとともに、異年齢の友達との交流を通し豊かな人間性や社会性を育むことを目的としています。参加した子どもたちからのアンケートでは、各教室に参加して「とても楽しかった」「楽しかった」「また参加したい」と、高い評価をいただいております。今後も多くの子どもたちが放課後を楽しく過ごせる教室づくりを目指していきたいと考えております。

それから、オリンピック等を目指すアスリート等競技者の発掘、養成となりますと、放課後の限られた時間内に毎日継続的な練習が欠かせないことや、子どもによって興味を持つ分野、才能のある分野は大きく異なりますので、15校に専門的な指導員を置くということは、

またコース別に配置するという事は非常に難しいと考えております。この地域子ども教室の中では難しいと考えております。前向きなご答弁でないんですけれども、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

大きな2点目の、介護認定についての（2）のところを再質問させていただきます。

旭市では、先ほども65歳以上が1万8,042人、そのうちこの65歳以上の要介護が2,336人、要支援が322人、合計2,658人ということで、14.7%の人が要介護・要支援の認定を受けていると聞きました。残りの人たちは全員健康なののでしょうか。私はそう考えられません。要介護・要支援の必要な人がまだいるのではないのでしょうか。ぜひとも、各地域に回って申請の仕方など分かりやすく説明をし、家族の方々にも一緒に説明を聞いてもらうために、地域ごとの説明会を開くことができないか再度質問いたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、各地域ごとに説明会を開くことはできないかについてご答弁申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたように、今現在では地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、適切なサービスにつなぐ支援を行っておりますので、市民の皆さんに地域包括支援センターのさらなる啓発等、PR等を行いながら支援の充実に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひとも、この制度を知らないという方が本当にまだまだ多いと思ひます。年金は本当に自動的に引かれております。しかし、その介護認定については自己申告ということですので、この制度を知らないことで利用できないということがないように、これからますます高齢の方が増えると思ひますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の放課後児童クラブの充実にについての再質問をさせていただきます。

現在も、今の回答ですと大変厳しいということですが、この放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携というのはどのようなになっているのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 当然、生涯学習課主催の教室には放課後児童クラブに通っている子どもたちも参加することができるようになっております。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 文部科学省と厚生労働省の関係もあるかなとは思いますが、市としてはその垣根をとっていただいて、旭市独自でこれから、子どもたちの将来のためという部分でお考えをお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

今、学校教育課長のほうからは、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブについてお話をしてもらいました。そしてまた、生涯学習課長のほうからは放課後子ども教室についてお話しをしたところであります。その連携ということでは、直接は文科省との関係でなかなか難しいところはあるかもしれませんが、ふだんの学校教育活動の中では、子どもたちに夢を持たせるというようなことで「学校いきいきプラン」等を考えておりまして、それで本物に触れる、一流のアスリート、さらには芸術家を呼んで地域を交えて子どもたちがそういうものに触れて、そしてその中から夢を持たせるというようなことをやっておるところでございます。直接的な回答にはなりませんけれども、そういうことでご理解いただければというふうに思っています。よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひとも、子どもたちの未来のために、いろいろな専門的な資格を持っていच्छる方が、本当に旭市では先輩の方がおられるのではないのでしょうか。ですので、ぜひともご協力をいただいて、子どもたちの応援ができないかお願いをして、私の質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥 一 郎

○副議長（平野忠作） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（3番 米本弥一郎 登壇）

○3番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、米本弥一郎です。

平成26年市議会第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ございます。初めての一般質問でございますので、市民の目線、市民の立場から基本的な質問、素朴な質問をさせていただきます。市民の誰もが理解できるやさしい言葉で答弁いただきますよう、お願いいたします。

2項目、7点の質問をさせていただきます。

1項目めは、総合病院国保旭中央病院の経営形態に関する質問です。

平成25年5月の総合病院国保旭中央病院検討委員会の報告書では、「旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用、職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へと移行すべきである」としています。また、平成25年第3回定例会では、吉田病院事業管理者は「病院としては検討委員会において申し上げたとおり、地方独立行政法人に移行することが望ましいと、こういうふうに考えております」と答弁されています。

病院検討委員会報告書、地方独立行政法人化については、これまでも議論されてきたことであります。しかしながら、前回の定例会、平成26年第2回定例会において明智市長の「本年中には結論を見出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います」という答弁がありましたので、今議会で質問をさせていただきます。

1点目に、地方独立行政法人にすると医師の招聘はしやすくなるかお伺いします。

中央病院検討委員会の設置は、医師不足がきっかけの一つであったと承知しています。報告書でも、「医師不足問題については、平成24年度に行った各種の措置を継続・拡充するとともに、常勤医師数を維持するだけでなく増員すべく最大限の取り組みが望まれる」としています。これに「地方独立行政法人へと移行すべきである」との経営形態に関する結論が続き、最大限の取り組みの一つが地方独立行政法人化と考えられます。

平成26年第2回定例会では、医師の退職理由として、1、キャリアプランやライフプランの節目、2、病院での勤務や処遇、身近に相談できる医師がいないこと、3、都心から離れた生活環境の問題の三つであるとの答弁がありました。独法化すればこれらの理由が解決されるかお伺いします。

2点目に、独法化されることで政策医療等の不採算部門が切り捨てられないかお伺いします。この点は市民が最も心配していることでありますので、特に丁寧な答弁をお願いいたします。

3点目に、身分が地方公務員でなくなる職員の皆さんの不安は取り除けたかについて、お伺いします。公務員でなくなるということで、具体的にどのようなことを職員の皆さんは心

配しているのかお伺いします。

4点目に、再編ネットワークに係る計画についてお伺いします。このことは中央病院検討委員会でも、平成21年3月に策定された総合病院国保旭中央病院改革プランでも議論されています。再編ネットワークに係る計画とはどのようなものかお伺いします。

2項目めの、保育所、小・中学校における児童・生徒の安全確保についてお伺いします。

市政運営の指針となる後期基本計画、平成24年度から28年度を計画期間とするこの計画では、市民アンケートによる将来イメージとして、「子どもたちを育てる環境のよいまち」が3番目に選択されています。平成26年第1回定例会では、明智市長が施政方針で「人口減少にどうしても歯止めをかけたい」という強い思いを表明されています。保育所、小・中学校の児童・生徒の命を守ることは直接の人口減少対策です。

そこで、1点目として、通学路の安全確保についてお伺いします。平成24年8月に、市内各小学校から抽出された130か所の緊急合同点検が実施されました。教育委員会、各小学校PTA、県、海匠土木事務所、建設課、旭警察署などが協力して実施されました。この130か所の対策で市が事業主体となっているのが64か所ありました。そのうちの9か所は対応を検討中ということでありました。これらの対策、検討の進捗状況をお伺いします。

2点目に、児童・生徒への給食等によるアレルギーの対応についてお伺いします。全国のお食物アレルギーを有する児童・生徒の割合は、保育所児4.9%、小学生2.8%、中学生2.6%、高校生1.9%と発表されています。市内の保育所、小・中学校で食物アレルギーを有する児童・生徒の人数と割合をお伺いします。

3点目に、熱中症対策をお伺いします。体感的には温暖化は年々進行し、室内でも熱中症予防が求められています。保育所、小・中学校ではどのような対応・対策をとっているのか、ハード、ソフト両面からお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうから、質問の1項目め、総合病院国保旭中央病院の経営形態についての（1）番と（3）番と（4）番について、ご答弁させていただきます。

まず、（1）の地方独立行政法人にすると医師の招聘はしやすくなるかということでございますけれども、私どもとしましては、以下の2点で医師の招聘がしやすくなるものと考え

ております。

まず第1点としては、指導的立場にある医師を招聘するためには、従来の公務員型の給与体系や給与水準では限界があり、独立行政法人化によって個別契約、いわゆる年俸制による柔軟な給与設定ができるようになれば、招聘がしやすくなるものと考えております。

2つ目は、医師の勤務の柔軟化という点でございます。公立病院では、地方公務員法により原則兼職が禁止されております。地方独立行政法人法では職員の兼職禁止の規定はなく、法人ごとに定める規定において何らかの許可制をとることが想定されておりますので、招聘する医師の個別の事情に応じた柔軟な運用ができるものと理解しております。

もう1点、医師の退職理由について、独立行政法人化すればこれらの原因は解決されるのかというご質問ですけれども、これらにつきましてはいずれも医師個人の考え方等でありまして、私立の大きな病院でも同じような問題を抱えているというふうに伺っております。したがって、地方独立行政法人であっても全てを解決することは難しいと思われましても、先ほど申しましたように、地方公務員法や公営企業法等の縛りがなくなることによりまして、現状よりは処遇等の改善や柔軟な勤務体制などについて、幅広い対応が可能となるのではないかと考えているところであります。

次に、(3)の身分が地方公務員でなくなることへの職員の不安は取り除けたかと、どういうことを心配しているのかという質問でございますけれども、病院の職員誰もが地方公務員としての身分が変わるかもしれないということについて、不安を持つことは当然ではないかというふうに考えております。現在、先ほどからいろいろ議論になっておりますけれども、地方独立行政法人の設立につきまして議会でもこれからいろいろ議論していただくことになると思っておりますけれども、状況を注視いたしまして、時期を逸しないように職員に対する必要な説明等を、市当局と連携して行ってまいりたいと考えております。

なお、職員が心配している点につきましては、いろいろな職種がございますので職種によっても若干違うと思っておりますけれども、説明会やアンケートによりますと、主に雇用の確保、給与体系、共済組合の関係、退職金などについて不安を抱えていることがうかがえますので、説明に当たりましては丁寧に説明して、理解を得てまいりたいと考えております。

次に、(4)の再編ネットワーク化に係る計画とはどのようなものかということですが、再編ネットワーク化に係る計画といいますのは、平成21年3月に策定いたしました旭中央病院改革プラン、いわゆる改革プランの記載項目の一つでございます。当院といたしましては、二次医療圏にとどまらず、より広域の拠点病院としての役割を果たせるよう、施

設及び医療体制の充実を図り、併せて周辺自治体病院への医師派遣を継続して実施するとともに、ネットワーク化についても26年3月をめどに、機能分担やカルテの共有などに可能なところから順次取り組むことというふうに、計画を載せているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは私のほうから、地方独立行政法人となって不採算部門が切り捨てられるのではないかとということに対してお答えを申し上げます。

まず、ここで不採算部門という内容なんですが、具体的には救急医療や小児医療、それから周産期医療等であります。これを政策医療ということになるんですが、地方独立行政法人化した場合におきましては、まず市長が策定し議会の議決を得た中期目標において、その確保について位置付けされております。この目標を受け、法人側はその達成のために中期計画を策定いたしまして、同様に議会の議決を得ることとなります。このことからして、政策医療等につきましては、その確保が図られることともに、これらの部門に関しまして従来と同様に国の交付税措置も図られ、市から病院へ繰り出しがされることから、ご心配には及ばないと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2番目の（1）通学路の安全確保についてお答えを申し上げます。

通学路の交通安全の確保につきましては、平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、文部科学省が示した実施要領に基づき全国一斉に通学路の緊急合同点検が行われました。当市におきましては、保護者、地域住民等の協力を得て、各小学校から抽出された130か所、延べ154件について、教育委員会、小学校教職員、PTA、海匠土木事務所、旭警察署、地元住民及び建設課で、市内各小学校区ごとに緊急合同点検を実施しております。

この点検の結果、改善対策につきましては、国県道の管理者である海匠土木事務所、交通管理を行っている旭警察署、市道の管理者である旭市がそれぞれの箇所ごとに事業主体となって対応することとし、旭市が事業主体となるものは64件となっております。この内訳といたしましては、区画線等の路面標示設置、再塗装、防護柵の設置・修繕等の36件についてが対応済みとなっております。20件につきましては継続事業として対策する予定であり、現

時点での残り 8 件は検討中となっております。

この検討中としております旭市が事業主体となる 8 件につきましては、対策内容が歩車道の分離、車両の速度が速い、交通量が多い、横断歩道の待機場所がない等であり、これらにつきましては道路管理者単独での改善が難しいため、関係機関等との協議・連携を図り、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、2 番目の（2）児童・生徒への給食等によるアレルギーの対応と、（3）熱中症対策について、子育て支援課からお答えいたします。

はじめに、食物アレルギーのある児童数と割合についてお答えいたします。

保育所での給食等のアレルギーを持つ児童数は、現在 9 保育所、19 人です。なお、4 月当初は 27 人でしたが、その後 8 人が診断を受け除去食を終了しております。アレルギーを持っている児童の数は、平成 23 年 4 月には 10 人、平成 24 年 4 月は 13 人、平成 25 年 4 月は 21 人、本年 4 月は 27 人と、年々増加傾向にあります。また、この本年 4 月の割合といたしましては、12 保育所児童数 1,045 人に対しまして 2.6% となっております。

続きまして、熱中症対策についてお答えいたします。

保育所での熱中症対策として、こまめな水分補給、プールでの水遊び、全ての部屋にあります扇風機を利用したり冷房設備のある遊戯室や保育室を活用して、熱中症にならないよう注意しております。公立保育所でのエアコンの設置状況を申し上げますと、遊戯室を含めて保育室全てに設置されている保育所は 4 保育所です。また、遊戯室、ゼロ・1 歳児、2 歳児、3 歳児の保育室には残りの全ての保育所でも設置されております。

本年度から 3 か年の計画で保育室へのエアコンの設置を予定しており、本年度は 3 歳児室へ設置を終了いたしました。来年度は 4 歳児室、28 年度は 5 歳児室への設置を予定しております。今後もよりよい保育環境を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校における食物アレルギーを持つ児童・生徒の人数について申し上げます。

各学校を通じて行った食物アレルギーに関する調査表の集計によれば、本年 7 月現在市内小・中学校で 150 人、率にしますと 2.8% の児童・生徒に食物アレルギーがあるという状況で

す。なお、この人数ですが、医師の診断の有無にかかわらず保護者の申告に基づくものでございます。

食物アレルギーを持つ児童・生徒につきましては、本市におきましては昨年と本年で比較しますと、今のところ大きく変動はございません。

以上です。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、私のほうから熱中症対策、小・中学校におけるハード、ソフト、どのような対策をとっているかというご質問にお答えしたいと思います。

ソフト面ということではございますが、これは基本的には給水ということになるかと思えます。児童・生徒は必ず水筒を持って学校へ行っているといったような状況でございます。ハード面でございますが、現在教室で行う授業中の熱中症対策ということで、普通教室に平成23年度から壁かけ型の扇風機等の設置をはじめ、現在小・中学校の全教室に設置が完了しております。また、エアコンについてですが、特別支援学級の4教室、コンピュータ室などの特別教室46室に設置しているという、そういう状況でございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目、1点目から再質問をさせていただきます。

独法化によって年俸制による柔軟な給与設定ができるようになれば、招聘がしやすくなるという答弁でございました。今後は、東千葉メディカルセンターや成田富里徳洲会病院などと競合しながら医師を招聘することになると予想されます。医師の年俸が高騰して病院経営を圧迫しないか、医師の給与は上がったけれども他の職員の給与は下がったということにならないか伺いたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師の年俸が上がると経営が苦しくならないか、それに伴いほかの職員の給与が下がることはないのかといったご質問ですけれども、むやみに医師の給与を引き上げたりするわけではございませんで、現在重要なポジションにいる医師ですとか、不足している診療科への招聘など、対象となる医師につきましては十分精査して対応することになりますので、それほど大幅に給与等が上がるとは考えておりません。

したがって、他の職員たちの給与に影響を与えることはないと考えております。むし

ろ、このような立場にある医師の確保がきちっと図られることで、経営上のプラスのほうが大きいのではないかと考えているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） また、先ほどの答弁で、兼職については許可制をとるということでした。具体的に医師の勤務体制はとなると想定しているかお伺いします。名目上の医師数は増えたけれども、実質的に中央病院で働いている医師数は減ってしまったということにならないか、心配しています。

また、これまで中央病院では医師が病院敷地内に住み、いざという時は駆け付けることができるという体制でした。兼職が可能になり、いざという時に担当医がほかの病院で働いていたというような場合があり、患者や家族の信頼を失うようなことがないかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 兼職禁止がなくなることによって、いわゆる勤務体制がどうなるのか。それから、医師の現在行っている敷地内居住については今後どうなるのかといったご質問でございますけれども、基本的に、そういった特別な対応をするのは、先ほど申しましたような、指導的立場にある医師ということについて検討することになると思っております。したがって、基本的に勤務体制については、これらの医師以外については変わらないと考えるので、大幅な変更はないというふうに考えております。

それから、居住につきましては、現在のところ敷地内の居住についてお願いしているというふうに考えております。ただ、いずれにしてもこれからの議論でございますので、その辺につきましてはまたいろいろな方々のご意見を聞きながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 医師不足を解決するためには、来ていただいた医師に残ってもらうということも必要になります。平成26年第2回定例会では、この5年間初期臨床研修医は30人の募集に対し2倍以上の応募があり、全て埋まっているという答弁がありました。初期臨床研修が終了すると、この先生方はどのくらい中央病院に残ってくれるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 初期臨床研修医で来た医師が終了した後、どのくらい残るのかといったご質問でございますけれども、昨年度の初期臨床研修医の状況ですけれども、終了した医師が31名おりまして、そのうち11名が引き続き当院において勤務しております。割合としては約35%程度です。

これについてちょっとご説明を差し上げますと、当院のみの状況ではなくて、県全体で見ましても県全体で285名、昨年度研修生がおりましたけれども、108名の方が当該病院に残ったということで、ほぼ38%、同じぐらいの割合となっております。研修後の進路につきましても、うちの病院でいいますと20人退職しておりますけれども、14名が出身大学とか他の大学の医局、もしくはその関連病院に進んでおりまして、キャリアステップとかそういうふうなことを考えて、やはり指導医がいるとか、それから、高度な医療技術などがあるようなところへ後期の研修先を求めているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目、2点目の再質問をさせていただきます。

先ほど、市からは中期目標、中期計画などが策定され、また独法化されても今までと同様の繰り出しがされるので、不採算部門は切り捨てられないとの答弁がございました。中央病院としても、この市と同じような考えで進んでいただけるのか伺いをいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 不採算部門についての病院の考え方のご質問でございますけれども、当院は、初代諸橋院長のころから「すべては患者様のために」ということを掲げまして、不採算医療についても積極的に取り組んでまいりました。その精神は現在も変わることなく、24時間365日体制で臨んでおります救命救急センターをはじめ、地域医療のため病院一丸となって取り組んでおります。

もし地方独立行政法人となった場合におきましても、市のほうで作成いたします中期目標、またそれに従って作成いたします中期計画に従って事業を進めていくわけでございますので、当院から不採算部門について切り捨てる、やめるというようなことは考えてはおりません。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

私たち市民は、中央病院を全国に誇れる病院だと思っています。中央病院のおかげで、この地域で安心して暮らしていけるとと思っています。独法化されても不採算部門は切り捨てられないか、吉田病院事業管理者から市民の皆さんへ向けての答弁をお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、事務部長が申し上げたとおりでございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。今の言葉を信じていきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、1項目、3点目の再質問をさせていただきます。

職員の皆さんには2回の説明会を開いたとの報告をいただいておりますが、この説明会ではどのような質問・意見が出たのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 2回の説明会で職員からどのような声が聞かれたのかというご質問でございますけれども、説明会につきましては、平成26年2月4日と平成26年2月18日に病院のほうで、市の市長等臨席のもと開催させていただいておりますけれども、その説明会及び事前に行いましたアンケートの結果も併せて、医師、看護師、技師、事務職、全ての業種から出たものとしましては、先ほどもちょっと答弁で申しましたけれども、給料、保険、年金、貯金、退職金はどうなるのかという声が出ております。また、看護職、技師、それから事務職からは、移行に合わせた人員整理等の雇用の保障に対する不安が寄せられております。

これらの不安につきましては、私どもといたしましては、給料の水準を下げるために独立行政法人化するというふうには考えておりませんし、独立行政法人化の後も公務員共済組合には継続可能できる。それから、退職金につきましては、総合事務組合は脱退することにはなりますけれども、引き続き病院独自の退職金制度に引き継ぐ。それから、雇用等については、地方公務員法ではなく労働法令、判例等によって同様に雇用が保護されている旨、説明してきているところではございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、今後はどのような形で職員への説明を進めていくかお伺いをいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほど、第1回目の質問でお答えしたとおりでございまして、市当局との協議や議会での審議の進捗状況を踏まえ、時期を逸しないように説明をきちっと行っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 時期を逸しないようにというご答弁をいただきました。現時点では、独法化が決定しているわけではありませんので、適時に適切な説明をお願いいたします。

平成24年12月18日に行われた第2回病院検討委員会での、長隆委員の発言を紹介します。事務局が全国の地方独立行政法人に移行した35病院に行ったアンケート結果を説明した後の発言です。「大変いいアンケート調査だと評価したい。公開をしていただき、市民のご理解を得ることを必ずやってほしい。内容については、職員だとか病院関係者についてはもとより、住民、患者に対して分かりやすい形の説明会を行うべきである。できれば、本当は小学校単位でタウンミーティングをやるのが普通だが、もっと大きな会場を用意してやっていただくのもいいのではないか」というものです。分かりやすい説明をして理解を得ること、説明会の規模は小学校単位が望ましいという趣旨だと考えられます。

市と中央病院には、この趣旨に沿った説明会を開いていただきますよう要望いたします。

続いて、1項目、4点目の再質問をさせていただきます。

機能分担に可能なところから順次取り組むという答弁がありました。このことは、地域包括ケアシステムと関係すると思いますが、なぜ機能分担が必要になったのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 機能分担がなぜ必要なのかといったご質問でございますけれども、改革プラン策定当時におきましては、周辺の自治体病院の医師不足による診療機能低下に伴う当院への一極集中を緩和して、周辺自治体病院の機能回復をしていくというのが主な

目的でございましたけれども、現在では、それに加えて高齡化問題が課題とされております。国では、平成26年度の診療報酬改定の基本方針の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて高齡化が進み、医療ニーズが慢性疾患を中心とするものに変化しながら増大し、医療の内容が変わっていく中で、引き続き安全で質の高い医療を受けられるようにするためには医療提供体制の再構築に取り組み、限られた医療資源を医療ニーズに合わせて効果的かつ無駄なく活用できるようにすることが必要だと述べております。

こういった趣旨のもと、機能分担を国では積極的に進めていくということになっているわけでございますけれども、地域包括ケアシステムの構築を病院としても図ることに対しまして、積極的に支援していき、病院の機能分化、機能強化を図り、他の病院とか医療施設との連携を強化していくことが必要だと考えているところであります。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 本年10月から病床機能報告制度がスタートすると聞いています。この制度の目的はどのようなものか、役割分担とはどのような関連があるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 役割分担と病院機能報告制度との関連性ですけれども、病院機能報告制度といいますものは、本年6月に国会で成立いたしました医療・介護総合確保推進法によって設けられた制度でございます。報告の内容としましては、その病院が地域で担っている医療機能の現状を報告することになるんですけれども、本年7月1日現在での入院患者の状況、病院の機能を報告するというものでございまして、この病床機能報告制度は本年10月1日から施行されるということで、具体的な、いつまでに報告をするのかとかいったものについては、現在国のほうで検討しておりまして、発表を待っているところでございます。

県におきましては、地域の医療需要の将来推計や今回各病院等から報告される情報等を活用いたしまして、二次医療圏ごとに各診療機能の将来の必要量等を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療ビジョンを策定し、医療計画の一部とするというふうなことになっておりまして、この報告を基に、地域におけるこういった機能が将来必要になるのか、それから、こういったものをさらに推進しなきゃいけないのかということ、県のほうで作っていくということになるということでございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 中央病院では現在、紹介・逆紹介を進めています。このことと機能分担との関係をお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介・逆紹介の推進につきましては、病院機能分化の一部と位置付けられております。具体的には、具合が悪くなりましたらまずかかりつけ医の先生に相談していただき、専門的な治療や検査、手術が必要な場合に当院へ紹介していただき、当院で専門的な治療や検査等を行い、症状が安定した段階で逆紹介にて再度かかりつけ医の先生のもとで経過観察、フォローアップをしていただくというような形での役割分担、これが最も理想的な役割分担と考えております。

実際、今回の診療報酬の改定でも、先ほどの滑川議員、それから林議員のご質問でもお答えいたしましたけれども、紹介・逆紹介については強く推し進められているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

紹介・逆紹介の割合が低くなると、処方料などが減額されることになるかと先ほど伺いました。減収となってしまわないよう、引き続き十分な広報活動などをお願いいたします。

続いて、2項目、1点目の再質問をさせていただきます。

今後の計画はどうなっているかお伺いします。また、完了のめどがあればお示してください。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の予定ということでございますが、これまでの危険内容のうち既成市街地の道路幅員が狭小、あるいは歩車道の分離がされていない通学路の安全確保等、道路の拡幅が必要で多くの家屋や構築物の補償が伴う箇所。これにつきましては、沿線の土地所有者の皆様への負担や財政面等からも、根本的な解決が難しい状況であります。関係機関と協議等をしまして危険箇所の改善に努めてまいりたいと考えます。

また、対策の内容でございますが、道路上の草の繁茂や樹木の枝の張り出しによる見通し不良の解消、これにつきましては市道の日常管理に努め、通学路沿線土地所有者の皆様へのご協力、これらをお願いして対応していきたいと考えております。

用地買収が難しい理由などから、全ての危険箇所の解消は正直困難な面もございます。今後も区画線等の路面標示設置、再塗装、カーブミラーの設置及び防護柵の設置等につきましては、現状における最善策、これらを検討し継続的に対応してまいりたいと思います。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市が事業主体となっている64か所以外の多くは、県海匠土木事務所と旭警察署が事業主体となっています。平成24年第4回定例会では、「今後は教育委員会、警察、道路管理者と対応必要箇所について具体的な対応の検討、対策実施に向けて調整を図っていききたいと思います」と答弁されています。これはどこまで進んでいるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは答弁申し上げます。

旭警察署での対応につきましては、37件のうち、横断歩道の再塗装や鶴巻小学校北側交差点の信号機の設置等の16件の対策が済んでおります。残り6件については、対策を継続していただく予定となっており、残り15件、これにつきましては検討中でございます。また、海匠土木事務所が事業主体となるものは、39件のうち37件について対策が済んでおります。残り2件については検討中でございます。

また、歩車道分離のうち旭駅東側の踏切内、これにつきましてはカラー舗装、それと歩車道境界ブロックの設置等について、具体的な対策についてJRと協議を進めているところでございます。

緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化などを踏まえながら、効率的・効果的な方法を検討し、対策の実施、対策効果の把握について関係機関と協議、調整を重ね、今後も通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

担当課の皆さんは、限られた財源、人員の中で最大限の努力をされていると認識しています。しかしながら、この通学路の整備は先日の子ども議会でも質問されていきました。子どもたち自身も危険な通学路だな、怖いなと思いながら毎日通学しているわけです。緊急合同点検から2年たっても対応が完了しない、完了のめどすら立っていないという状況は、私たち大人が子どもの命を守るという責任を果たしていないということでございます。市が主導し

て、一刻も早く根本策ではなくても次善の策、素早い対応をお願いいたします。

続いて、2項目、2点目の再質問をさせていただきます。

食物アレルギーを有する児童・生徒への給食等における対応をお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） アレルギーのある児童への対応といたしましては、まず保育所のほうですが、保育所入所に際しましてアレルギーの有無などの申し出をいただいております。給食、おやつへの対応が必要な児童については、入所後に保育所長、担任、栄養士、調理員が保護者と面談を行い、除去食等について相談しております。加えて、毎月給食献立表と材料表を事前に保護者へ配布し、食べられない食材を確認していただき、除去食、代替食で対応しております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校の状況につきまして答弁させていただきます。

現在、学校給食センターでは、毎月配布している献立表とは別に、料理ごとに食物アレルギーの原因食物25種類を明記しました「献立食品調査表」を作成し、各学校を通して該当する児童・生徒の保護者へ配布しているところです。さらに、この9月からは料理に使われている調味料等を含めた食品ごとに含まれるアレルギー原因食物を詳細に明示した「学校別・日別アレルギー一覧表」の配布を始めました。

このような対応により、事前に保護者がアレルギー原因食物を把握するとともに、原因食物を取り除いた料理の食べ方について、子どもや担任と情報共有しているところです。また、どうしても除去が難しい場合やアレルギー原因食物が多い場合などについては、弁当の持参をお願いしているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、「食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります」としています。アナフィラキシーの説明を

お願いします。また、保育所、小・中学校でアナフィラキシー、その疑いも含めて発症例があるかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、アナフィラキシーについてでございますが、今議員のほうがいぶお詳しいかと思いますが、とりあえずお答えさせていただきます。

アナフィラキシーとは、アレルギー反応によりじんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、また息苦しさなどの呼吸器症状が複数同時に、かつ急激に出現した症状をいうとされています。先ほど重篤というお言葉がありましたけれども、この中でも血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態ということを言われております。

なお、保育所でのこのアナフィラキシーの発症事例はございません。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 小・中学校におきまして、給食後にアナフィラキシー症状、もしくはアナフィラキシーショック症状の発症事例につきましては、昨年度で2件、本年度はこれまでに1件が報告されているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

アナフィラキシーに対処するための研修等はされているのかお伺いします。また、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐためのアドレナリン自己注射薬、商品名でエピペンというそうですが、このエピペンを処方されている児童・生徒がいるかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 保育所の研修等といたしましては、病院の看護師等を講師といたしまして、アレルギー対策としての研修を行っており、この中でエピペンの実技講習なども行って研修を受けております。

また、保育所でエピペンを処方されている児童はおりません。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 小・中学校の状況につきまして申し上げます。

アドレナリン自己注射薬でありますエピペンについて申し上げます。

食物アレルギー、それ以外のアレルギーによりまして医師により処方されているエピペンを所持している児童・生徒の数でございますけれども、8名でございます。家庭から学校へ持参する際は、本人が所持・保管することを基本としております。エピペンの使用訓練ですとかアレルギーに関する理解につきましては、市内全校におきまして教職員が定期的に研修等を実施しまして、万が一の事態に備えているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 保育所では、アナフィラキシーの症例はないというご答弁でした。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインによれば、「保育所生活の中で初めてのアナフィラキシーを起こすこともまれではない。アナフィラキシーを過去に起こしたことのある子どもが在籍していない保育所でも、アナフィラキシーに関する基礎組織、対処法などに習熟していく必要がある」としています。また、先ほどの学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでも、「教職員全員の共通理解が必要である」としています。

アナフィラキシーへの適切な対処、エピペンの適切な使用が児童・生徒の命を救うことになります。医師でない保健師、教職員がアナフィラキシーであると判断することはかなり難しいことだと思いますが、命を守るという使命感を持って研修されることを要望いたします。

2項目、3点目の再質問をさせていただきます。

答弁いただいた対応・対策で心配ありませんか。また、保育室や普通教室での児童・生徒の様子をお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 保育所のほうは、3か年計画によりましてエアコンの設置を予定しております。あと、児童の様子でございますが、特に暑い日などにつきましてはエアコンのない保育室の児童について、朝来た時からエアコンのあります遊戯室等を利用して保育しております。また、先ほどもお答えさせていただきましたが、冷たい水や麦茶など定期的に飲ませるほか、喉が渴いたという児童へはその都度飲ませて対応しておりますので、何と

か暑さに負けず子どもらしく過ごしているのかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 現在の対応で心配ないかというご質問ですが、心配とはかなり難しい質問かなと思います。ただ、現場のほうの状況をちょっとお話しさせていただきますと、普通教室での児童・生徒の様子ですが、扇風機の効果について現場の先生方から、ありがたい、子どもたちの授業への集中力も保て、暑さ対策には十分役に立っているよというようなご意見をいただいているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 熱中症対策、暑さ対策で小・中学校、保育所、エアコンの整備とそういった部分で、保育所のほうは年次計画で、3か年計画でエアコンを設置するということになっていたわけでありまして、このところの暑さ、昨年も今年も非常に厳しい暑さが夏は続いているところでありまして、今年は3歳児でありまして、来年4歳児、再来年5歳児という予定でエアコンを設置するということになっておりましたけれども、来年度、それこそ保育、教育の公平・公正の立場から、来年度一気に4歳・5歳児の教室もエアコンを設置するというような方向でいきたいと、そんなように思います。

それとまた、小・中学校でありますけれども、2年くらい前に扇風機を全教室に設置したわけでありまして、その効果が非常にいいというようなこともあります。今、小・中学校でやるべき予算、財政のほうもいろいろ耐震化も終わってはおりますけれども、大規模改修やいろいろな部分でまだまだいろんな部分で予算がかかるわけでありまして、当座は扇風機で小・中学校は対応していただきたい。全国の天気予報でもいろいろ毎日示されているように、銚子地方は平均からすれば2度、3度、この辺の気候は低いわけでありまして、子どもたちもそういった部分で扇風機で当座は我慢していただけるように、ひとつ保護者の立場から、議員の立場からも皆さん方にご指導いただければと、そんなように思っておるところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市長から特別ご答弁をいただけたとは思っておりませんでしたので、大変ありがとうございました。日ごろ真心とふれあいの市政を掲げていらっしゃる明智市長の、真心のこもった答弁として大変ありがたく受け止めさせていただきます。

今後は、計画的なエアコンの設置をお願いして、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（高橋利彦） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

9月議会の最後の質問者となりました。4項目の一般質問を行いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、災害対策について伺います。

災害はいろいろありますが、特に豪雨による土砂災害について質問します。

去る8月20日未明に広島市で集中豪雨となり、そのために土石流が発生し多くの死者、行方不明者が出るという大災害になってしまいました。その前後においても、日本各地で豪雨による多くの被害が発生しているところです。本日も北海道で、時間雨量で100ミリを超える雨が降ったとの報道がされております。

ちなみに、私たちが経験した中で一番雨が降ったと記憶しているのは、椿の海が再現されるほどの雨が降った昭和46年の台風25号です。このときは、降り始めからの雨量としては369.5ミリ、最大の時間雨量としましては61ミリでした。今年、日本各地で被害が出た際の降雨量と比較しますと驚くほどの量ではありませんが、今後それ以上の雨が降る可能性は十分考えられます。例えば、昨年大島であった豪雨が、少し雲の流れが変わっていれば旭市にかかってもおかしくない状況であったと考えられます。このような豪雨は人命にかかわって

きますので、対策はしっかりと立てておかねばならないと思います。

(1) として、ソフト対策について伺いますが、その前にまず、今回の広島の高雨による土砂災害、あるいは昨年の大島の土砂災害等に鑑みて、旭市でも考えられる土砂災害について市民を守るための対応はどのようにお考えでしょうか。

(2) といたしまして、ハード対策について伺います。旭市で起こる可能性のある土砂災害としては、土石流などは地形上想定されておらず、急傾斜地の崩壊、いわゆる崖崩れであります。この崖崩れについて、旭市ではどのような対策がとられているか伺います。

2項目めとして、旭中央病院の経営基盤の強化について質問します。

旭中央病院は、今独法化するかどうかという問題を抱えています。独法化でも今の経営形態でも、最終的な赤字は市立病院であることから市が負うということになっています。ただ、病院は60年間黒字経営を堅持されてきたということで、そういう事態を招いたことは一度もありませんでした。しかし、これまでとは諸般の事情が大きく変わってきており、今後の持続可能な経営を考えたときには、このままでいいのかという不安があります。旭中央病院検討委員会においても複数の委員が、経営が悪化した場合のリスクを旭市だけで負うという、今の方式に心配の声が上がっていました。この問題について、旭市としては何らかの対策を考えているのか伺います。

3項目めとして、水田農業について質問します。

今年の米価は大幅に下落しています。半面飼料用米は安定しており、今後飼料用米の重要性が増してくると思われます。

(1) として、飼料用米等の補助金の補助水準について伺います。

今年の飼料用米の補助水準は10アール当たりで、国からの補助金が8万円と、そのほかにプラスアルファとなっています。それに販売金額を全て合計しますと、10アール当たりの収入は約11万7,000円となります。一方、食用米は価格が低迷し10万円を下回る状況です。

ということで、飼料用米を生産したほうが有利という状況になっています。昨年はほぼ同じくらいでした。このような今年の米価情勢ですが、飼料用米生産による10アール11万7,000円くらいの収入が、農家の米の再生産をするための最低水準であると私は考えます。そして、飼料用米を定着させるには、今の補助水準の維持が欠かせないと思います。市長は、飼料用米の補助水準についてどのようにお考えでしょうか。

(2) として、飼料用米の検査について伺います。

今年から飼料用米は検査をすることになりました。飼料用米専門の新たな検査員を急遽養

成しての検査、また、検査場も農家の便宜を図るために何か所か新たに開設されました。しかし、検査体制が整わないうちに米の収穫が始まりました。200ヘクタールを超える検査は順調に行われたのでしょうか、伺います。

(3)として、飼料用米等の来年度以降の需給について伺います。

先ほども述べましたが、今年は飼料用米生産のほうが入入は多くなっています。そうしたことから、来年以降、飼料用米またはホールクロップサイレージの生産が増えることが予想されます。生産増加に対応する需要は確保される見通しかどうか、伺います。

4項目めは、介護保険の見直し法案の影響について伺います。

(1)として、見直しの内容と介護サービス受給者への影響について伺います。

去る6月に、医療・介護総合推進法が成立しました。団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする2025年問題や、将来の人口減社会を見据え、医療・介護のあり方を見直そうというものです。この中で、介護について質問します。

今回の法案での介護保険について、見直しの内容とはどのようなものか。また、現在介護サービスを受けている人にどのような影響があるのかお伺いします。

(2)としまして、旭市の対応について伺います。

この見直しに伴い、旭市としては介護をどう展開していくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の水田農業について、(1)の飼料用米等の補助金の補助水準についてということでお答えをしたいと思います。

国においては、今年から新たな米政策を打ち出しており、今年の状況では補助は高水準にあると考えております。今後もその方針に沿って補助水準を推進していただきたいと、強く要望していきたいと、そのように思っております。

旭市は、飼料用米について先進的に取り組んでいるため国も注目しており、たびたび意見を求められていますので、今年の状況について、畜産農家と米農家の意見等を聞きながら、国へ伝えたいと思います。今年は食用米の価格を見ると、昨年に比べ大変な値下がりをしていところでありまして、飼料用米のほうが有利な状況となっているところでありまして、

食用米では、米の直接支払交付金が29年度まで実施されるとともに、収入減少による経営への影響を緩和できるように、国と農業者の拠出に基づくセーフティネットとして、ナラシ対策により収入減の補填がされております。26年度に限って、ナラシ対策移行円滑化対策も実施されておまして、米の直接支払交付金の交付対象者は、農業者の拠出なしで国費相当分の5割が交付されます。今後は一定の収入を確保できるように、この制度の周知と加入の促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 総務課から、大きな1の豪雨対策についての中での土砂災害について、市で考えている対応ということにお答えいたしたいと思います。

市では、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、総務課職員をはじめ建設課職員、農水産課職員などが地域防災計画の配備基準により、昼夜を問わず緊急登庁することになっております。旭市内にも急傾斜地を抱える地域があるため、市として台風や各種警報等の発表には職員が注意を払っております。千葉県が土砂災害の危険度が高い場所を「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」に指定しております。旭市ではそれを受け、現在49か所が指定されております。この指定に基づき、平成23年3月に土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域にお住まいの住民の皆さんに危険区域を地図で示した「土砂災害危険箇所位置図」を配布しております。

今回の台風を教訓にしまして、災害対策本部において状況を的確に把握し、市民への周知や対策を考えていかなければならないと、今回の台風で教訓を受けました。今後、多様な災害に対応できるよう、避難指示の場合はサイレンを鳴らすとか、そういういろいろな周知の仕方とか、そういうものを新たなマニュアル作りを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、1項目めの2点目でございます。ハード対策はというご質問でございました。

現状の制度としましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これに基づき実施する急傾斜地崩壊防止工事があり、事業主体は要件によりそれぞれ都道府県と市町村に分かれております。なお、当該事業を実施するには、事前に区域の指定を県から受ける必要がございます。このほかには、都道府県を事業主体とする治山事業として予防治山工事があ

ります。

また、本市では住民自らが危険回避のため、崖地等にある住宅を除却移転する場合等への旭市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の制度も施行されております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、質問の２番目、旭中央病院の経営基盤の強化についてということでお答え申し上げます。経営リスクを旭市だけが負うことは心配であると。この対策を旭市は考えているのかということの回答です。

旭中央病院は、過去60年余りにわたり健全経営を維持してきた自治体病院としては希有な存在です。これらは、病院職員の努力と経営陣の不断の経営改善によるものと考えております。一般的に自治体病院は、不採算医療を行っていることなどから経営が厳しくなりやすく、周辺市町においても自治体病院の経営にかなりの負担が強いられている現状であります。このような中で、特に旭中央病院の経営悪化を前提として運営経費の負担についての協議をすることは、非常に困難であると考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より３番目の水田農業について、こちらの（２）（３）、２点につきまして回答させていただきます。

（２）の飼料用米等の検査についてということですが、米政策の見直しに伴いまして、今年から飼料米への数量払い助成となるために農産物検査を行うこととなりました。検査内容は、数量、水分、虫食い等の被害のお米が入っているか、違った穀物が入っているか、それから異物の混入、この比率をチェックする、こういう検査内容であります。主食米の検査よりは簡単なものとなっております。

旭市飼料用米利用者協議会では、会議を開催して飼料用米の受け入れに際して、米農家と畜産農家の経費をできるだけ軽減するための検査体制として、畜産農家自らが登録検査機関となる方や、市内の関係する登録検査機関や日本穀物検定協会に依頼するなど、さまざまですが、畜産農家側で受け入れ態勢を整えております。また、検査料は１キログラム当たり１円に統一して行うこととしております。

飼料用米の受け入れ状況ですが、検査機関の登録手続きの確認のために、収穫の早かった農家には少し受け入れを待ってもらった方もありましたが、現在旭市では順調に受け

入れをしている状況でございます。

続きまして、（３）の飼料用米等の来年度以降の需給についてということで、来年度はさらに飼料用米への取り組みが増えること、これが予想されております。どの程度増えるのかについては、現在収穫中ということもありますので予想もできないところもあります。飼料用米については、全農や飼料会社への販売もできますが、旭市では、飼料用米利用者協議会に参加する畜産農家との連携で取り組んでいるところであります。

畜産農家には、まだ受け入れは可能であるとの話は聞いております。できる限り市内畜産農家と連携を強化して、来年行えるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、４番目の介護保険の見直し法案の影響についてお答えいたします。

最初に、（１）見直し内容と介護サービス受給者の影響についてでございますが、医療介護総合確保推進法が平成26年６月25日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。主な改正事項についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの重点化としまして、平成27年４月から新規の入居者を要介護３以上の要介護者、または居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者となります。

利用者負担の見直しとしましては、27年８月から一定以上の所得の方の自己負担割合が１割から２割となります。

補足給付の見直しとしましては、施設入所者等にかかる費用のうち食事、居住費を住民税非課税者に補助するものですが、平成27年８月から預貯金等の資産の状況についても勘案することになります。

要支援の方が受ける予防給付の見直しとしましては、訪問介護と通所介護を平成29年度までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することになります。なお、詳しい判定基準等は今後政令で定められることになっております。

受給者への影響でございますが、特別養護老人ホームの見直しでは、要介護１・２の方が施設に入所できないということになりますが、居宅での生活が著しく困難と認めた場合は市町村が関与し、特例的に入所が認められることになっております。このことに関しましては、現在とそれほど変わるものではないと考えております。

利用者の負担の見直しでは、負担割合が２割になる方については、所得が基準額を超える

のは、国の試算で在宅サービスの利用者のうち15%、特養入所者で5%と推計しております。また、対象者全員の負担が必ず2倍になるものではございません。高額介護サービス費の仕組み等に基づき、利用者には月額上限が設けられております。

補足給付の見直しでは、預貯金等の基準額を超えるのは、国の試算では単身世帯で11%、夫婦世帯で8%程度と推計しております。この補足給付は、本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っており、預貯金を保有し負担能力が高い方には負担していただくことになります。なお、利用者負担と補足給付の基準額を超える方については、現在把握はできておりません。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行される介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護を合わせて、平成26年5月の利用状況で193人の方が利用しておりますが、移行によりサービスの低下がないよう検討してまいります。

次に、（２）の旭市の対応についてお答えさせていただきます。

現在市では、平成27年から平成29年までの高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画を策定中であり、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築の実現を進めております。

地域支援事業の見直しに関する新しい介護予防・日常生活支援事業については、多様な生活サービスの提供が必要となり、現在地域の支援が不足している状況でございますので、第6期介護保険事業計画の最終年度であります平成29年度までに実施を延ばし、27年、28年度の2年間に地域資源の発掘や開発に努め、円滑に移行できるよう関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、再質問をさせていただきます。

まず、（１）のソフト対策についてでありますけれども、この中で市の対応をお伺いしたんですが、警報が出たときには職員の皆さんは登庁するというようなシステムの中で、いろいろと対応されているというようなことをお伺いしました。

災害に対応しますには、これまで多くの議員の皆さんが質問された中で答弁ありましたが、まずは自助・共助・公助という言葉がありますけれども、まずは自助と。自分の身は自分で守るといったような考え方が大事だろうと思います。そういったことで、例えば台風なんかのときは、いろいろと前々から情報が流れておりますので、それに気を付けてしっかりとそ

ういった自助という部分で対応できるのかなと思いますけれども、今回のような広島の高雨のようなああいった場合について、自助だけではなかなか——何と言いますか、せんだって避難勧告ですか、出ましたけれども、あのときもやはり状況を思い起こしてみますと、それまではずっと暑い日が続いていて、まさか夜にあんなに雨が降るといったようなことを考えた人はいなかったと思います。ああいった場合に、市がそれなりの情報を把握できたならば、その情報を流してもらいたいと、警報として流してもらいたいというのが今回の趣旨なんです。

まず最初にお伺いしますのは、ソフト対策としてお伺いしますのは、豪雨にかかわる災害の発生が予測された場合に、先ほど若干答弁されましたけれども、情報の収集のための体制はどのようにとられているのか。

2番目としまして、どこからその情報を集めているのか。その収集した情報を分析して、市民に緊急情報として伝えると判断する基準ですか、それはどの辺に置いているのか。その辺についてお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほども申し上げましたが、注意報の場合には職員は自宅待機で状況を見守るということになっております。大雨警報、洪水警報等が出ましたら、関係する総務課職員、建設課、農水産課の職員は昼夜問わず、地域防災計画の配備基準により市役所に集合することになっております。職員は、緊急登庁後はテレビ等のニュース、気象情報はもちろんのこと、千葉県の防災情報システムやインターネット、それから気象庁や銚子気象台が発表する気象情報や防災情報を収集いたしまして、また、市民からの通報や職員の市内パトロールによる浸水箇所や河川の水位等、そのような状況の把握に努めます。

警報からもっとひどい状態になった場合には市長に連絡し、災害対策本部を設置していただいて、市長ともども情報の収集に努め、市長の判断で——前回の台風の件なんですが、台風の場合には土砂災害警戒情報が発表され、これは防災計画の中で発表された場合には避難勧告を出すという文言がございましたので、それは文章を変えながらやわらかく、各自が注意するようにという内容で避難勧告を出したわけです。今後は、きちんと情報を収集して、災害対策本部長であります市長の判断で対応していきたい、そのように考えております。

それと、島田議員のおっしゃる住民への周知のことなんですが、私も同感です。台風の場合にはテレビ等情報でだいぶ入ってきます。しかし、大雨とか豪雨の場合には、その地区だ

けを襲うすごい雨量が発生する場合があります。そういうときには、やはり住民の皆様にもその都度その都度、今旭市の海上地区ではこのくらいの雨量が降っています、そのような情報は流すべきだと反省をしております。

そのためにも、市内には雨量計が4か所設置してございます。市独自で雨量計を設置しております。旧旭市とほか3町の全て、4か所に設置しております。その設置場所は、旭健康福祉センター、海上支所、飯岡の展望台、干潟支所、4か所に百葉箱がございまして、市のホームページでも「インターネット百葉箱」ということで検索できるようになっています。その情報が、気温、湿度、降水量、風速、気圧、そういうものが市内4か所に設置されておりますので、こういう情報も市民には事前に知らせるということが必要なのかなと、島田議員の質問に対しましてつくづく感じております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 雨量についてなんですけれども、私も急傾斜地のところに自宅が建っております、この雨量についてはかなり気にしております。今、総務課長の答弁の中でインターネット、ホームページですか。ホームページにその雨量は検索していけば載っているというような答弁がありましたけれども、若い人は検索、私もやればできますけれども、若い方はそれができると思いますけれども高齢者の方々、そういう方はなかなかどれだけの雨が降ったのかは聞かなければ分からないわけなんですよ。

このくらいの雨が降ったということが分かれば、実際に自分では感じておりますので、かなり降ってきたかと、何ミリ降ったのかなと、今回の雨は何ミリ降ったのかなと、そういうのを後でもいいですから災害情報といいますか、そういった市の広報の隅に、8月10日の降水量はこのくらい降りましたと。市民は実感しているわけですので、あれが大体150ミリの雨だったのかということが分かりますので、そういうのをやっぱり経験といいますか、自分で把握するといいますか、そういうのが大事だと思いますので、そういったこともお願いしておきたいと思います。

防災無線の使用の方法ですか。使用の方法といいますか、その情報を防災無線で流すということについてお伺いしたいんですけれども、防災無線は通常、市のいろんな情報を流すといったようなことに多く使われているわけでありまして。そういった中で、やはり防災のための情報といいますか、それは実際にはあまり流れていないということなんですけれども、いざそういった情報を流すときに、火事の場合はサイレンが鳴りますので火事だなというのは、

みんなびっくりしますけれども。ただ警報が出ましたといったことについて、通常の放送と一緒に流すというようなことでありますと、なかなか皆さんが気がつかないといいますか、ふだんの放送だなというふうな感じで聞き流してしまう可能性もありますので、先ほど総務課長の最初の答弁の中でもありましたけれども、何らかの、警報だといったようなことが分かるような予鈴といいますか、サイレンでもいいと思うんですけれども。サイレンは火事専門ということであれば、また違って何か、これは危険情報ですよといったような予鈴をまずやって情報を流してもらえれば、そんなに頻繁に流れるわけではないと思いますので、市民の皆さんも何事が起きるのかなといったようなことで警戒すると思いますので、その辺について要望させていただきます。

質問としまして避難勧告ですか、今回出ましたけれども、この判断の基準というものはどういうものか、あれば伺います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、防災無線の関係でお答えしたいと思います。

防災無線は電波法の絡みがございまして、その予鈴とか、まず最初に発する言葉、それは電波法で決められておりますので、今後防災のための情報の流し方については検討したいと思います。

それと、2点目ですが、地域防災計画の中に避難勧告の基準というのがございまして、今回初めて出たんですが土砂災害警戒情報。これが県と気象庁から発表された場合には、避難勧告を発表する。しかし、今回の状況を見てみますと、雨量が2時から3時まで1時間に79ミリ降っていました。その後下火になって、土砂災害警戒情報が出たのは6時過ぎです。職員がいろいろ調査をして避難場所を確保して、職員を待機させて7時に勧告を出した。これは全く雨も少なくなっているときですので、そういう今回の経験も生かして見直し、マニュアルを作っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、総務課長の答弁の中で、避難場所を確保してから避難勧告を考えるとといったような、言葉尻を捉えるようで本当に申し上げないんですけれども、緊急のときは避難場所はとにかくどうでもいいと思うんですよ。とにかく指示を出すと、避難してくださいと。それが大事だと思いますので、その辺についても今後対応をよろしくお願いします。

次に、（２）のハード対策についてお伺いしますが、この対策といたしましては三つ示されたわけでありましたが、この中で急傾斜地の崩壊の防止工事とがけ地危険住宅移転事業について、それぞれ再質問させていただきますけれども、この急傾斜地崩壊防止事業について、この事業の実施状況と市として今後工事の必要性、また実際に工事の要望が上がっているのかどうかお伺いします。

それと、住宅移転事業のほうにつきましては、この事業の合併後の利用状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず実施状況でございますが、その前に法律でございます。急傾斜地の危険防止対策、これは法律で「斜面の崩壊を誘発、助長するような有害行為の禁止」というものがうたわれております。これは、人為的原因をもってするものは駄目よということでございます。

それと、市内の状況でございますが、市内指定区域８か所のうち６か所については、コンクリート擁壁の設置やのり枠工法等によるのり面保護を実施済みでございます。その他の危険区域以外についても対策の要望はございますが、残念ながら急傾斜地崩壊危険区域の指定要件が整わないために、事業化には至っておりません。

それと、今後の対応ということでございますけれども、未着手区域周辺の環境変化等、これらを見きわめながら県と協議の上、必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

それと、二つ目でございますが、旭市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、これにつきましては、合併後の利用はございません。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○１１番（島田和雄） 工事のほうにつきましては、８か所の中で６か所は既に終わっていると。あとの２か所につきましては、指定要件が整わなくて工事ができていないといったような答弁でございました。私の地域でも１件、要望までにはいかない事例がありまして、今いろいろと対応を市にもお願いしているところなんですけれども。そういった中で、それはそれでお願いしたいんですが、それとは別にしまして、この工事は基本的には県が実施されていると思うんですけれども、工事の対象にならないような工事もありまして、そう

いったことにつきましては、住民の皆さんが独自に工事を実施されているといったようなところもあります。そういった工事につきまして人命が、これからいろいろと大雨が見込まれるといったような中で、市としてそれについて、工事について補助金が出せないかどうか伺います。

住宅のほうにつきましては利用者がゼロということで、住宅の移転ですね。合併後は利用者がゼロだったというようなことでありましたが、根本的な問題の解決ということを考えますと、移転するのが一番根本的な解決になるわけでありますけれども、そういった中で利用者がゼロだったということでは、この補助の条例といいますか、それを皆さん知らないんじゃないかなというふうに思っているんですが、周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは最初のご質問ですが、個人の行う対策事業、この補助制度を制定できないかというご質問かと思いますが、急傾斜地等の危険を解消することは重要な課題であると認識しておりますが、法律に基づいて、指定した区域について補助事業で対応することが最善であると考えております。個人での対応事業に補助するとしても、急傾斜地の工法、これ自体が特殊でございまして、事業費そのものが多額となります。そういうことになりますと、個人負担が相当重くなることが考えられます。場合によっては移転したほうが安価に済むのではないかということから、この補助金の制度があると認識しております。できましたら、この活用をしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 工事についてなんですが、高額な工事になるといったような答弁でありましたけれども、移転した場合と、どちらにするほうが安く済むかといったような答弁の内容だと思いますけれども、そこまではかからないんだが、工事を実施したほうが良いという判断でやっている家庭が実際にあります。そういった場合に、これからは恐らくあると思うんですけれども、そんなに高額ではないんですよ。そういった中で、補助金を出していただければ助かるんじゃないかなと思ひまして。

個人的な工事ということの中でそういった助成について、ほかにはないのかなといったようなことも考えましたら、私道の整備ですとか、あと水道工事につきましても半分の助成が

ありますよね。そういったような考え方の中で、この急傾斜の工事につきましても市で考えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 確かにお気持ちはよく分かります。ただ、公費を投入しますので、やはり人命にかかわる地域でございます。それに対しての工事というものは、やはり公共事業に準じてそれなりの強度、設計を持ったものでないと難しいかと思えます。そうなりますと、当然ながら、程度にもよりますけれども何千万円という事業費がかかります。そうしますと、仮に2分の1を負担しましても2分の1は自己負担ということです。ですから、5,000万円かかれば2,500万円を個人が負担する。それを考えますと、やはり移転をされたほうが安いと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、質問が終わってしまいましたので、要望だけさせていただきたいと思えます。移転したほうが良いといったようなご回答でした。そういうことであれば、移転にかかわる補助金ですか、そちらのほうを、今現在の補助金にさらに上乗せをしていただければというふうに思えます。要望です。

次に、2項目めといたしまして、中央病院の経営基盤の強化についてですが、周辺の市からの負担については困難だといったような答弁がありましたけれども、それではどのようにすればいいのかということなんですけれども、例えば、これは私ども総務常任委員会ですか、当時平成22年ですけれども、行政視察をしまして、滋賀県彦根市でしたけれども、これは定住自立圏構想についての視察で行ったわけなんですけれども、そこで、医療についてこういうことが書かれていたというか実際に行われていたんですけれども、救急医療について、彦根市立病院が周辺の市から負担金を受けて運営を行っているという事例がありました。

このような取り組みができないかということなんですけれども、そのほかに何かいい方法があればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先進地視察をした彦根市が応分な協定によって負担をしているということで、ちょっとその状況について調べてみました。彦根市は、休日救急診療所です

か、急病診療所のように複数の自治体が運営負担について協定を結んでいると。その協定は、設立の協議と合わせて行われたということになっております。ですから、今中央病院の関係について、例えば赤字になりそうだとか、まだ将来的なそのような経営形態の中で結ぶ、事態が発生してからということとは、ちょっと不可能なのかなと。

東メディカルセンター、これは新聞等でそのような協定があったと報道されているんですが、これも調べてみたんですが、救急部門に限って負担について協議を始めようとしていました。しかし、実際には今進んでいない状況ですね。これは県の提案でそのようなことをやられたということになっております。

その対策として、今後ということで、赤字負担の協議は難しいと考えていますが、それ以外の経営に関する部分につきましては、先般6月18日に、先ほど来ずっと出ていたんですが、医療・介護総合推進法案が国会を通過いたしまして、27年度には県がその辺の関係で地域医療ビジョンの策定をする予定でおります。その過程の中で、機能分化であったり機能強化、連携等についてさまざまな協議がこれから行われていくということになっております。

千葉県の東部の医療の将来を考えた場合には、県を巻き込んだ形で、関係市町村間でさまざまな協議をこれから行っていくことは重要なことだというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 最初の質問で、赤字になった場合といったような言葉を出してしまいましたけれども、そうではなくて、救急医療について周辺から負担を求めるといったような、赤字だからということではなくて、そういうことができないかどうか、これからいろいろと研究していただければと思います。

東メディカルセンター、東金市、九十九里町ですか、でもやっているようですけれども、負担を求める話をされているようですけれども、あそこよりもこちらのほうがまとまりやすいのかなといったような、条件的にはですね。そういうふうに私は思っていますけれども、今後ちょっとその辺、そのことについて答弁はいいですから、研究していただければと思います。

質問としましては、先ほどの質問で林晴道議員、また米本議員が質問されておりましたが、その中でちょっと思ったことを質問させていただきたいと思います。

先日の新聞報道で、銚子市立病院が医療公社を立ち上げて、将来この中央病院との経営統合も考えているといったような報道がされたということの中で、先ほど市長から答弁ありま

したけれども、仮の話ですけれども、仮に統合された場合は、負担はどうなるのかといったことを聞きたかったというか、最初は聞こうと思っていたんですけれども、その答弁もお願いしたいんですけれども。

もう一つは、先に質問された議員らの質疑応答を聞いておまして、この辺の医療の機能分化のお話がありましたけれども、その場合の疑問なんです、先般出されました旭中央病院の検討委員会の報告を見ますと、結論としては独法化をして、将来は周辺病院との経営統合を目指すといったようなことが、二つですね、独法化と経営統合といったようなことが示されていたと思うんですけれども、その中で経営統合なんです、紹介とか逆紹介の率を上げていかなければならないといったような中で、統合した場合にそういうことはどのようになるのか。紹介・逆紹介が可能なのか、それともそれはまずくなるのか、その辺ですがお伺いします。2点。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、質問が2点ですか。経営統合した場合、負担はどうなるのかという場合と、それから、経営統合した場合、紹介・逆紹介はどうなるのかという質問ですけれども、負担は基本的に合併すると、例えば設置団体が二つの市になりますから、以前の組合立と同じような形で負担することになります。ですから、両方の市のほうへ交付税措置がされますので、それに基づいて、現在と同じ形であれば入ってきたお金をそのまま旭中央病院へ流すというような形になると思います。

それから、紹介・逆紹介につきましては、同じ経営母体については紹介・逆紹介を算定できませんので、合併しますと基本的には紹介・逆紹介はなくなりますので、非常に経営的には苦しくなると。ですから、可能なものとしては、例えば理事長を同じ人に1回やるとか、緩やかな連合体。ですから、当時の検討の時点とこの4月に打ち出された診療報酬の考え方がまるで違ってきてしまいましたので、その辺についてはもう一度考え直さなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、検討委員会の報告につきましては、2点出されていた独法化と経営統合を目指すといったことにつきましては、経営統合のほうは考えないといったような、今後そういった方針ということによろしいのでしょうか。その辺について答弁を

お願いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまでも、諮問委員会ではなくて検討委員会ということで検討してもらったわけでありまして、その結果は報告書ということで報告をしていただいたということでもありますので、それにがんじがらめに縛られるというものではないわけでありまして、先ほど事務部長のほうからお話がありましたように、医療環境、そういったものが毎年毎年、診療報酬やらそういった部分でいろいろ変わるわけでありまして、独法化のほうは今検討されているところでありますけれども、医療連携・経営統合ということにつきましては、自治体それぞれが持っているいろいろな役目があると思います。

そういったものも含めて方向性を出していくということは、今の時点で少し無理ではないのかなということでありまして、経営統合のことについては今のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 分かりました。

それでは、次の水田農業についての（1）番目のほうなんですけれども、補助金の補助水準につきましては、市長のお考えも維持を国に要請していただけるといったようなことでありました。今の米価が続きますと、恐らくこの辺の田んぼでも、お米を作る人が恐らくいなくなってしまうのではないかとといったような危惧をしているわけでありまして、それを克服するには、今の飼料用米の生産を増やして、今の水準を維持していただいて、食用米の価格もそれに近づけてもらえればというふうに思っているところです。

次の質問でなくて（1）のほうなんですけれども、補助金についてですけれども、8万円を先ほど国から補助されるというふうな答弁でありましたけれども、そのほかにも生産性向上の取り組みに対する補助、多収性専用品種を作った場合の補助、それから耕畜連携をした場合の補助と、これだけ補助金がプラスされているわけなんですけれども、これらの取り組みに取り組みますとさらに補助金が上積みされるということで、所得が増えるわけでありまして、これらの取り組みはどのくらいの農家の方が取り組んでいられるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、補助金の加算ということで、先ほど島田議員がおっし

やいましたように、10アール当たり8万円の補助があります。これに加えて3種類補助金がございます。まず、稲わらを畜産農家に販売する耕畜連携助成、これが10アール当たり1万3,000円の補助がありまして、この取り組みについては39人。それから、多収穫性専用品種、これは夢あおばですとかモミロマンという結構米が取れるという、そういう品種を栽培すると10アール当たり1万2,000円の上乗せがある。これにつきましては、31名の方が。それから、生産性向上取り組み、これにつきましては一応今のところ飼料用作付農家全員137人が対象となる予定です。これにつきましては10アール当たり1万円の上乗せということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 3種類のプラスアルファ部分の補助金があったわけでありましてけれども、一番目の生産性向上の取り組みについては全農家、137戸が取り組まれているということではございますが、そのほかにつきましてはまだまだ取り組みが少ないといったような現状だと思います。

これらに取り組みますと、またかなり所得が向上することが考えられますので、これらの取り組みが円滑に進むように、市としても積極的な対応といいますか、農家に対して、どの辺が問題でこれができないのか協議しまして、こういう取り組みが進むようにお願いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 今おっしゃいましたように、旭市としてもいろいろ情報収集しまして、皆さんにこの情報をお伝えして進めていきたいと思っております。いろいろお聞きすると、多収性専用品種ですとか、こういうのも栽培的に刈り取りがちょっと遅れるとかいろいろ問題があるようですので、その辺も指導しながら数量が多くなるようにうちのほうも推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしくをお願いします。

では、次の飼料用米の検査についてですけれども、最初ちょっと戸惑ったところもあったのが順調にいったということで、安心しております。特に言うことはないんですけれども、強いて言えば、検査というのはこれまでやらなかったのを今年からやるようになったということで、本来あまりやらなくてよかったものを、これからコストと費用をかけるということ

になりますので、できるだけこれがかからないようなシステムといいますか、始まったばかりですからいろいろと問題があると思いますので、その辺を取り上げて今後に生かしていただければと思います。

次に、飼料用米の来年度以降の需給についてですけれども、飯嶋議員がこれは質問されて、同じような答弁をいただいたわけでありまして、その中で考えられますのは、来年度以降大幅に飼料用米が増えた場合には、市内の畜産農家だけでは需要が賄い切れないといえますか、そういったことが一つは考えられるわけなんです、そういった場合の対応というのを考えておかなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） おっしゃるとおり来年は増えると思います。今週に入りまして、専用品種はどうしたら種が入るんだというような問い合わせも何件かありましたので、そちらも情報収集して伝えていきたいと思っております。

それで、多くなったらどうなるのかということで、今、農林水産省のほうでも飼料用米の生産者と受給者のマッチングを支援しているということです。県ですとか地域の農業再生協議会、これを通じまして県を越えた取引でも取り組みを支援しているということです、市としてもこの取り組みに対して、どれだけの量が増えるか今のところちょっと、申し訳ないんですけれども分からない状況ですけれども、こういう国の方針でもありますので対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 県と相談してマッチングをいろいろと考えていくというようなお話でしたが、需要者ですか、直接旭市が取引をしているわけなんですけれども、需要者は自分で配合できる畜産農家なんですよ、実際に使っている農家は。総体的には畜産農家は配合飼料を使っておりますので、飼料用米を買っても配合する機械といいますか、道具といいますか、そういうものがないんですよ。そういう農家がかかり占めていると思います。県下全体でも恐らくそうだと思います。自分で配合できる畜産農家は少ないんですよ、実際は。旭市にはたまたま大規模な畜産農家がありますけれども、全体的に見た場合にはそういう農家は少ないということで、恐らく国もそういうふうに考えていると思いますけれども、飼料メーカーとの直接取引といいますか、それをやるしかないんじゃないかなと思います、国が

飼料用米を大々的に推進していくに当たっては。

その辺について旭市も協議を始めて、いざという時に対応できるようにしなければならないんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 飼料用米について飼料会社の受け入れということで、これについて農水産課のほうでちょっと調べまして、日本飼料工業会、こちらの傘下の工場がマッチングを今行っているということを聞いております。会社を調べましたら、この近隣にも香取市ですとか、茨城県に多くあるみたいですが、そちらでマッチングを進めているということですので、市といたしましても、その状況を把握させていただいて、情報を収集させていただいて、農家の方、これから利用者協議会を開催する予定でありますので、そちらのほうでも情報収集に努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田議員に申し上げます。残り時間あと5分ですので、簡潔にお願いします。

島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、4番目の介護保険の見直し法案の影響についてのうち（1）番目のほうですけれども、見直し内容と介護サービス受給者への影響について再質問させていただきます。

介護につきましては、介護サービスの給付の抑制ですか、こういうことが今後行われるとといったようなことで、来年の4月からということになると思いますけれども。その中で、介護度1・2の人が今後特養へ入れなくなるというようなことでありましたが、今現在は、こういう介護度1・2の人で特養へ入所している人は全体で何人くらいいるのか。

○議長（高橋利彦） 島田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 現在、特養に入所している方の人数についてお答え申し上げます。本年5月の入居者数で申し上げますと、要介護1が10人、要介護2が41人で、合計51人となっております。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 失礼しました。市内の入居者は定員数が443人おりまして、

そのうち市内では42人が1・2の方でございます。市外が9人入っているような状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、特養に入所している方が443人いる中で、介護度1・2の方は51人の方が今現在は特養に入所されているということであります。今現在入所されている方はそのまま入所が継続されるということだそうですが、恐らくこれからもそういう方で介護度が1・2の方でも、やはり同じくらいの割合の方が特養の希望を表明するんじゃないかと思えますけれども、そういった場合どのような対応をされるのか、市としては、お伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 介護度1・2の方でも特養への入所の必要性がある方についての対応についてお答えいたします。

新たに入所する方については、原則やはり先ほど言いましたように要介護3以上に限定することになりますが、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと施設に設置している入所判定委員会を経て、特例的に特養への入所が認められることになっております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、特別な事情がある場合は入所を認めてもらえるというようなことでよろしいでしょうか。

では、次の（2）の旭市の対応についてお伺いしますけれども、今回の見直しで要支援の人が今度新しいサービス、これは市町村が主体となって行うというようなサービスになるということでありまして、実際にはどのようなサービスを市町村が行うようになるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 今回の見直しで新たに、新しい介護予防事業、日常生活支援事業に移行することになります。これまで全国一律の基準でありました予防給付の訪問介護と通所介護については、地域の実情に応じた取り組みができるようになります。既存の介護

予防事業所によるサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して、要支援者等へ多様なサービスを提供していくことになりまして、事業対象者は要支援認定者と高齢者の基本チェックリスト該当者になります。

国は、今年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインを策定することになっておりまして、本市においても多様な生活支援サービスの提供に向けて、現状把握をするとともに地域の資源の開発等を検討し、平成29年4月よりの円滑な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 介護につきましては、今現在も人手不足というようなことが言われているわけなんです、今後さらに需要が高まっていくと見込まれるわけなんです、介護の担い手をどのように確保されていくのか、この問題を市はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 今ご質問の担い手の確保ということでございますけれども、先ほどご答弁申しました新しい総合事業ですか、それにおける生活支援サービスの充実に向けては、今後高齢者の多様な生活支援の充実に向けまして、ボランティア等の生活支援の担い手の育成や発掘、資源の開発は重要な課題となっております。今後は、高齢者が支援の側に回る取り組みも検討しまして、関係機関等とサービスの充実に向けて協議してまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後の介護は高齢者同士で、元気な高齢者が介護を担うということになるというようなお話でした。そういうことかなと私も思います。間もなく私もそういった仲間入りするわけでありましてけれども、介護ができれば皆さんの介護のお役に立ちたいと。逆に介護されるかも分かりませんが、そういうことで、皆さんもご認識をいただければと思ひまして、これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（高橋利彦） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時59分